



## 第二次リベリア内戦における国連平和維持活動の展開 : ECOMILからUNMILへ

酒井, 啓亘

---

(Citation)

神戸法學雑誌, 53(4):363-418

(Issue Date)

2004-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81004970>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004970>



## 第二次リベリア内戦における

## 国連平和維持活動の展開

— ECOMILからUNMILへ —

はじめに

## I 国連平和維持活動の導入までの背景

## 1 第二次リベリア内戦の発生と国際社会の対応

## 2 内戦の展開とアクラ包括和平協定の成立

## II リベリア和平プロセスにおける国連平和維持活動の役割

## 1 安保理決議一四九七の採択とECOMILの展開

## 2 UNMILの設置とその特徴

おわりに

酒井啓亘

はじめに

リベリアにおいて内戦が勃発したのは、チャールズ・テイラー率いるリベリア国民愛国戦線 (National Patriotic Front of Liberia, NPFL) が当時のサミュエル・ドゥー大統領に対抗してコートジボアールから国境を越えて侵攻を開始した一九八九年十二月のことであった。それ以来リベリア内戦はおよそ八年間にわたって繰り広げられてきたが、一九九五年八月一九日に締結されたアブジャ協定に基づき一九九七年七月一九日に実施された大統領選挙でテイラーが大統領に当選して新政権が樹立されたことにより一応の終止符が打たれた (第一次リベリア内戦)。その過程において西アフリカ諸国経済共同体 (Economic Community of West African States, ECOWAS) や国連がリベリア内戦の解決にその努力を傾注し、具体的にはECOWAS監視団 (ECOWAS Monitoring Group, ECOMOG) や国連リベリア監視団 (UN Observer Mission in Liberia, UNOMIL) が内戦終結に重要な役割を果たしてきたことは広く知られている。

だが、そのように「自由で公正な」選挙を通じてリベリア国民が選んだはずのテイラー政権の下、皮肉なことにリベリアは再び一九九九年から内戦へと陥っていくことになった。二〇〇三年まで続くこの第二次リベリア内戦は、後述するように、テイラー大統領のナイジェリアへの政治亡命を決定的な転機として収束に向かうのだが、実はその過程においても、一九八九年から一九九七年までのいわば第一次リベリア内戦の場合と同様に、ECOWASと国連が大きな役割を演じていることを指摘しておかなければならない。そこには国連と地域的機構の協働による紛争解決への一定の示唆が見てとれるからである。しかも第一次内戦時のUNOMILとは異なり、今回現地に展開した国連の平和維持活動 (PKO) — 国連リベリアミッション (UN Mission in Liberia, UNMIL) — が国連憲章第七章に基づく行動として設置されているという点は、国連PKOと憲章第七章との関係を考察する上でも貴重な題材を提供するものとなっている。

本稿は、特に一九九〇年代後半から登場してきた憲章第七章と国連PKOとの結合現象を念頭に置きながら、同様の現象を伴うUNMILの検討を行うことでその特徴を明確にし、さらに最近の国連PKOの基本活動原則への影響を明らかにすることを目的とする。そこで以下では、まず第二次内戦においてECOWASと国連がそれぞれ平和維持活動を行うに至った背景を整理し、この内戦を終結させるための条件を定めた包括的和平協定の中味を検討する。次に停戦協定および包括和平協定を実施する手段として用いられたこれら平和維持活動が、いかなるマンデートを付与され、いかなるかたちで現地展開を果たしたかを描写する。そして最後に、あらためてUNMILの特徴を抽出するとともに憲章第七章が援用された意義を考察して結論に代えることにしたい。

## I 国連平和維持活動の導入までの背景

### 1 第二次リベリア内戦の発生と国際社会の対応

前述のように第一次リベリア内戦は一九九七年七月の大統領選挙におけるテイラーの圧倒的勝利により幕を閉じた。「自由で公正な (Free and fair)」選挙を通じて民意の反映による新政権の樹立を紛争終結後の出発点とする手法は、国際社会におけるデモクラシーの支持や人権の尊重を背景として九〇年代の国家再建・国民和解プログラムの中で広く受け入れられるようになっており、一九九七年のリベリア大統領・議会選挙もこの一例に数えることができる。実際、この選挙監視を任務としたUNMILとECOMOGの報告を受けて発表されたECOWAS議長と国連事務総長の共同声明は、この選挙プロセスがアブジャ和平合意実施の最終段階であることを確認した上で「自由、公正かつ信頼に足る (Free, fair and credible)」ものであったと評価し、選挙結果がリベリア有権者の意思を反映したものであると述べており、国連安保理もまたこの選挙の成功を歓迎する議長声明を発したのである。国連はUNMILによる選挙実施支援と選挙監視を通じてリベリア和平に貢献してきたが、このようにアブジャ和

平プロセスが最終的に成功裏に終了したことでUNOMILの役割も終了したとしてこれを一九九七年九月三〇日まで完全に撤退させるとともに、それに代わって同年二月一日には、紛争後の平和構築と民主化プロセスの強化、さらには国家再建と発展に向けた国内外の努力の調整を目的とする国連リベリア平和構築支援事務所(UN Peace-Building Support Office in Liberia, UNOL)を開設して引き続きリベリアの国家再建事業を支援する姿勢を示していた。従ってテイラー新政権成立後のリベリアは、紛争後の国家再建計画の実施へと移行し、国際社会もその支援の準備を整えようとしていたのである。

しかしテイラー大統領の統治下で行われるはずの国民和解は、同政権自身がリベリア国民に対して頻繁に行う人権侵害や政治的対立者への妨害や排除、国軍改革の不徹底などにより結果的に頓挫することになった。もとより国連とECOWASの言明にもかかわらず、一九九七年の大統領・議会選挙が「自由で公正」に行われた選挙として行われたかどうか疑問視する向きも存在していたが、デモクラシーに対するテイラーのコミットメントに疑義を与えるような出来事が選挙直後から生じてきたことも事実である。そしてその後国内ではテイラー政権の対応に反対する反体制派の動きも現実化し、一九九九年四月には隣国ギニアからの支援を受けた武装勢力がリベリア国内に侵入して政府軍と戦闘を行い、二〇〇〇年二月にはこのうちのいくつかの勢力が集まり反政府組織「和解とデモクラシーのためのリベリア連合(LURD)」を結成して、テイラー政権との間での衝突が本格的な内戦に発展していく。後述するように、とりわけ二〇〇三年春頃からは、もう一つの有力な反政府勢力「リベリアデモクラシー運動(MODEL)」もコートジボアールの支援を受けて結成され、主としてコートジボアールとの国境沿いリベリア南東部でLURDとは別個の活動を展開するなど、反政府勢力側が攻勢をかけていくことになるのである。

しかもリベリア紛争はこうした政府対反政府勢力という内戦の構図だけでなく、その範囲を超えてリベリア周辺諸国を巻き込むものでもあった。というのも、LURDやMODELといった反政府勢力がそれぞれ隣国であるギ

ニアとコートジボアールの支援を受けていたこともあるが、テイラー自身、第一次リベリア内戦終結後も周辺諸国の反政府勢力を支援していたことから西アフリカ全体の不安定化要因の一つとなっていたのである。その最たる例がシエラレオネ紛争への関与であり、シエラレオネの天然資源、特にダイヤモンドの違法奪取とシエラレオネ政府に対抗する「シエラレオネ革命統一戦線（RUF）」への武器・資金供与の疑いであった。シエラレオネに対しては、一九九七年一〇月の安保理決議一一三二により石油・武器禁輸措置が、さらに二〇〇〇年七月に採択された決議一三〇六ではダイヤモンド禁輸措置がそれぞれ発動されていたが、このうち後者のダイヤモンド禁輸措置実施に関連して設置されていた専門家パネルが二〇〇〇年一二月に公表した報告書によれば、シエラレオネで産出されたダイヤモンドと引き換えにRUFに対してリベリア政府が軍事訓練や武器の供与、兵站面での支援などを行っていたことが明らかにされたのである。さらにリベリアと国境を接するギニアとの間でも両国政府が互いの反政府勢力を支援することで、二〇〇〇年夏から二〇〇一年にかけて両国内で激しい戦闘が生じている。こうしてリベリア・ギニア・シエラレオネの西アフリカ三ヶ国はそれぞれ自国内に紛争を抱えるとともにこれらが互いに関連していたのであるが、その主要な原因の一つにリベリアのテイラー政権の存在があったのである。

国際社会もこうした第二次リベリア内戦発生の危機に直面して手をこまねいていたわけではない。たとえば、ギニア国境付近のリベリア国内で二〇〇〇年七月から激化したリベリア政府軍とLURDとの戦闘に関連して、一九九九年一〇月までリベリアにECOMOGを派遣していたECOWASは、二〇〇〇年一〇月四日の仲介・安全保障理事会閣僚会合でリベリア・ギニア間の国境にオブザーバーミッションを派遣することを決定し、十一月には委員会を設置して上記事件の調査にあたった。さらに二〇〇一年四月にアブジャで開催されたECOWAS首脳会議では関係国が自国領域内で互いの反政府勢力の活動を阻止する措置をとるよう要請するとともに、仲介委員会を設置して関係国間の信頼回復のため対話を再開するよう求め、さらに国連安保理に対してはECOWAS最高機関が

付与したマンデートに沿って国境付近にECOMOGを展開することを許可するよう要請している。その意味では、この時期のECOWASは、関係国間の緊張関係を沈静化させ、域内の融和を実現すべく努力していたということもできよう。

だが、テイラー自身は否定したものの、リベリア政府のRUFへの関与はテイラー政権に対する国際社会の否定的な評価を決定付けるものとなった。特に、先のダイヤモンド禁輸措置に関する専門家バネル報告書を受けた国連は、米国と英国の主導により二〇〇一年三月七日に安保理決議一三四三を採択し、憲章第七章に基づく行動として、リベリア政府を名指ししてRUFへの支援の即時中止とその他の様々な措置を要求するとともに、他の加盟国に對しても、リベリアからのダイヤモンドの取引を阻止する措置やリベリア政府要人に自国領域の通過を認めない措置をとらなければならないとしたのである。従ってこの時期、テイラーとRUFの関係が明らかになるとともに、西アフリカ地域の状況を改善し安定化を図るためにはテイラーによるRUF支援をやめさせるより他にないという判断で国際社会が一致していったのである。

こうした中、国際社会の圧力によりテイラーの影響力が減少するにつれて、シエラレオネ情勢が二〇〇一年半ばから落ち着いてきたのとは対照的に、リベリア国内では特にロファ郡を含む北部地域で政府軍とLURDとの間での戦闘が激化し、リベリア政府軍が守勢にまわる状況となっていた。そして二〇〇二年に入るとLURDはさらに攻勢を強めて首都モンロビア近郊にまで近づき、同年二月五日には国家非常事態宣言を発するとともにテイラーは追い込まれたのである。リベリア政府はこの非常事態宣言に基づき国内のあらゆる政治活動を中止させる一方、ECOWASからの停戦要求に対しては、反政府勢力側に立て直しのための時間的猶予を与えるだけとしてこの要求を拒否した。しかしこの間にリベリア全土のおよそ三分の一を支配するようになったLURDの存在はECOWASに強く印象付けられ、ECOWASはリベリア政府とLURDとの間の対話を取り持ち、両者の間で政治

的解決を模索するようになる。それは、選挙で選ばれた政権と叛徒とを同列に並べるものというリベリア政府の反発を避けることを意味し、またそれ故にECOWAS自らがシエラレオネ問題で示したような、クーデターへの反対と民主的に選ばれた大統領とその政府への支持という従来の政策との間で微妙なバランスを要求されるものでもあった。

## 2 内戦の展開とアクラ包括和平協定の成立

おそらく第二次リベリア内戦をめぐる和平プロセスの端緒となったのが、二〇〇二年七月にブルキナファソのウガドゥグで開催された会合であろう。テイラーの盟友であったブルキナファソのカンパオレ大統領が主催したこの会合にはリベリア政府は参加しなかったものの、LURD指導者が初めてこうした和平会合に出席したほか、リベリア国内の野党・市民団体、さらにはテイラー政権下で海外に亡命していた政治的指導者も参加したことで、リベリアの様々な政治団体の間に協力関係を構築するフォーラムを形成することができたからである。この会合後に発表されたコミュニケでは、リベリア政府軍とLURDの間の即時停戦、リベリア全土における治安維持と停戦監視のための国際軍の展開、すべての武装勢力の武装・動員解除を行うメカニズムの確立、リベリア国軍の再建、さらに国際的に受け入れられる自由、公正で透明性の高い選挙が要求された。このように、後にみる包括的な和平合意の内容がここで先取りされているといっても過言ではない。その意味でもこのウガドゥグ会合は新たに始まる和平プロセスの出発点ともなったのである。またこの会合の成果として重要な点は、このコミュニケ内容の実効的実施を確保するために米国、英国、フランス、ナイジェリア、ブルキナファソおよびセネガルからなる国際コンタクトグループの設置を求めたことであり、実際にも同年九月にリベリア国際コンタクトグループ（ICGL）として結成されたことであった。

こうした周囲の動きに對抗して、テイラー政権も同年二月に発していた国家非常事態を九月に終了させる措置をとるとともに、八月から九月にかけて国内の政治団体の指導者を集め「国民平和和解会議」を開催している。しかしこの会議に参加した団体がリベリア政府に対し、LURDとの間で即時無条件停戦と和平対話に応じることや二〇〇三年に予定されている大統領選挙までに国際軍を導入し展開させることなどを要求したため、同会議は紛糾するに至った。特に国際軍の導入についてテイラーは、国家安全保障機構を支援し再編するような「能力向上を目的とした軍 (a capacity building force)」の導入を逆提案したものの、治安維持のための国際安定化軍の展開には断固拒否の姿勢を貫いたからである。しかもこのリベリア政府主導の和解プロセスには重要な利害関係者、特にテイラー政権から逃れて海外に亡命していた政治的指導者が含まれていなかったことから、その信頼性に対しては疑念も生まれていた。

リベリアに対する国連の非軍事的措置が強化される一方、二〇〇二年末から二〇〇三年初頭にかけてICGLやECOWASがリベリア問題について会合を持ち和平プロセスの進展を図ろうとする動きがあったことは事実である。特に国連安保理は、二〇〇二年二月一三日に採択した議長声明において、リベリア政府の活動と、LURDによる武力攻撃を含むリベリアの国内紛争が地域における国際の平和と安全に対する脅威となっていると指摘した上で、停戦、国内紛争の解決、関係当事者が参加した和平プロセスの確立、リベリアにおける平和と国民和解および安定した民主的政治プロセスの発達の促進、人権・人道問題の取り扱いなどを行うような包括的戦略を提唱し、リベリア政府とLURDに対して停戦と包括的和平プロセスの締結を求めている。しかしこうした国際社会の要請とは反対に、年が明けるとリベリア国内で戦闘がさらに激化していったことにも留意しなければならない。二〇〇三年二月にはLURDが大規模な攻勢を仕掛けて首都モンロビアまで二〇キロ足らずのところまで攻め込み、引き続き三月にも政府軍との間で衝突が繰り返されたのである。しかもこれが戦闘に伴う文民への被害や難民の流出、

両陣営による人権侵害という問題を伴ったことから国際社会からの批判を招き、紛争当事者による和平プロセスへのいっそうのコミットメントが要求されるようになった。もともと前述したように、LURDに加えて、三月からはコートジボアール国境付近からMODELも政府軍に対する戦闘行為を開始し、四月にECOWAS使節団が現地調査を行った段階では反政府勢力がリベリア全土の六割を支配する事態となっていたのである。

五月に入りさらに国連の経済制裁が強化される中で、第二次リベリア内戦にとって大きな転機となるとともに、テイラーの運命に決定的な影響を与えたのは、テイラーの退陣を公に主張するようになった米国の政策転換と、テイラー自身がすでに二〇〇三年三月三日にシエラレオネ特別裁判所に訴追されていた事実が明らかになったことであつた。ECOWAS主導の和平プロセスを成功させるため様々な準備が行われた後、六月四日からガーナのアクラで（その後アコンボに移動）ECOWAS主権の和平交渉が開始されたが、そこで西アフリカ諸国の指導者たちはテイラーに大統領辞任の脱得を試みたと伝えられる。従ってすでにこのとき、一方で副大統領に権限を委譲するよう米国からの圧力を受け、他方でシエラレオネ紛争への関与を理由に訴追の対象となることで、大統領職を辞しても当局に逮捕され裁判所に引き渡される危険性が高くなったことから、テイラーには海外に亡命してその受入国の庇護を受ける以外にほとんど選択肢が残っていなかったのである。しかもLURDとMODELはテイラーが国家元首にとどまる限り和平交渉には応じないという態度を鮮明にして、テイラーの大統領即時辞任を要求していた。およそ二週間にわたる交渉の成果として六月一七日にリベリア政府、LURD、そしてMODELの三者間で締結された停戦協定にはそのような背景があつたのである。

このアクラ停戦協定で上記三者は、協定署名翌日の一八日から停戦を遵守することを約束し（停戦協定第一項）、協定当事者と、国連、アフリカ連合（AU）そしてICGLの各代表が参加するECOWAS合同検証チーム（JVT）を設置するとともに（同第三項）、停戦を監視するための機関として、ECOWAS代表が議長を務め、や

はり協定当事者と国連、AU、ICGLの各代表がメンバーとなる合同監視委員会(JMC)の設置に合意した(同第六項)。また協定当事者は国際安定化軍(an international stabilization force, ISF)の設置と展開の必要性にも同意しており(同第七項)、ECOWASなどが主張していた国際軍導入構想がここで取り入れられたといえる。さらに重要なのは第八項「政治的和解」の規定内容である。それによれば、協定当事者は、六月四日のテイラーによる大統領辞任の宣言を踏まえ、協定署名から三〇日の間に次のような事項を含む包括和平協定に合意することとなっていたのである。その事項とは、ISFの展開、武装解除・動員解除・再統合(DDR)プログラムの開始、国軍の再建、人権問題・和解、人道問題、社会経済改革などとなっており、なかでもテイラーを排除して暫定政府を樹立することも合意される和平協定の内容とされていた。つまりこの協定の中心はテイラーの即時退陣についての合意であり、その後に形成される暫定政府が大統領・議会選挙の準備と実施を行うこととされたのである。

もつとも、その後和平協定締結までの道のりは平坦なものではなかった。停戦協定締結直後の六月下旬に首都モンロビア周辺においてリベリア政府軍とLURDの間で戦闘が再開され、またテイラー退陣に関する合意を実施しようとしなかったECOWASの態度を不満としてLURDが一時的に和平プロセスへの不参加を表明するなど、リベリア国内には不穏な空気が漂ったのである。そして七月下旬には、そのような情勢の悪化を懸念した米国がモンロビア沖合に海兵隊を派遣し、場合によっては戦闘下にあるモンロビアから米国民を救出することも行われる事態に至った。LURDの攻勢はなおも続き、モンロビア攻略によりテイラーはその命脈を絶たれ、八月二日に辞任を表明し、同一日に大統領離任式を挙行、大統領職をブラー副大統領に委譲して国際軍の到着を待たずにそのままナイジェリアに出国・亡命したのである。そして最終的に八月一八日に停戦協定と同じくアクラで包括和平協定が調印された。

このアクラ包括和平協定は本文全一〇部あわせて三七ヶ条からなり、内戦の主たる当事者であったリベリア政

府、LURD、MODELに加えて、一八の政治・市民団体が当事者としてこの協定に署名した。さらにこの和平協定と不可分一体のものとして（和平協定前文第三項）先のアクラ停戦協定が付属書一とされたほか、選挙プロセスに関する具体的な項目を定めた付属書二、和平プロセスの詳細なタイムテーブルを記載した付属書三、それに閣僚ポストや重要な公営企業のパストの各派への割り当て数を定めた付属書四が添付されている。またこの和平協定の内容だが、「包括」というだけあり、停戦監視、DDR、国軍再建、政治犯と捕虜の解放、人権問題と真実和解委員会の設置、人道問題、選挙改革とリベリア国民暫定政府（NTGL）・国民暫定立法議会（NTLA）の設置、紛争後の復興・再建、恩赦というようにそのテーマは多岐にわたっている。そこでここでは、後の国連PKOの登場にかかわる規定に特に焦点を当てて、その概要を見ておくことにしたい。

和平協定では、第一条で同協定において用いられる用語の定義を行った後、第二条でリベリア政府、LURD、MODELの停戦を再確認している。これ自体は停戦協定と同じだが、その監視方法としてまずECOWAS主導の多国籍軍の導入が規定されていることが注目される。このECOWAS介入軍（Interposition Force）は停戦を確保しつつ、戦闘当事者間に分離地帯を創設して人道的支援供与と人の移動の自由を目的とした安全な回廊を提供することを任務とした（和平協定第二条一項）。また停戦協定で設置されたJMCは、停戦協定の実施を監督・監視するとともに、停戦違反の調査を含め停戦協定の実施をめぐっての紛争を解決して停戦違反に対する措置を勧告し、さらにこの和平協定の履行監視に責任を有する履行監視委員会（IMC）に勧告などを提言するとしている（同三項・五項）。

同様に停戦協定で触れられていた国際軍の設置に関して和平協定は、第四条で国際安定化軍（ISF）の導入を規定した。その任務には、停戦監視や、和平協定における安全保障関連規定の違反を調査することと並んで、協定の遵守確保のための必要な措置をとることがあげられているが、この関連では次の三点を指摘しておく必要があ

る。第一に、任務の一部にECOWASS介在軍との重複がみられることからわかれるとおり、ISFはECOWASS介在軍の展開後にその任務を継承するかたちで展開することが予定されているという点である。このことは、同条二項でECOWASS介在軍がISFの一部になることが予定されると明記されていることから確認できる。つまりECOWASS介在軍が先行して導入され、その後継機関としてISFが展開するという時系列の国際軍展開パターンが想定されていたのである。第二に、このISFは、暫定政府の支持と和平協定履行の支援を行うために展開する「国連憲章第七章の軍 (a United Nations Chapter VII force)」であることが明記されている (同条一項)。もっともこれだけでは従来の多国籍軍型軍事活動を想定したものなのか、あるいは九〇年代後半以降に復活したような憲章第七章に基づく行動を認められた国連PKOの類なのか、いずれなのか俄かには判別できない。しかしここで重要なのは、ISFが、当事者による和平協定の遵守を確保するために必要な措置をとり、あるいは文民や政治的軍事的指導者を保護するために必要な手段をとるというその任務内容から、自衛を超える武力行使を認められるように憲章第七章が援用されているという事実である。また第三に、憲章第七章に基づく活動の展開を当事者が同意しているという点にも着目する必要がある。ISFを構成する部隊はすべての協定当事国に受諾可能な国から選別されるという規定も (同条三項) その点からすると理解しやすい。第七章の援用は、それ故、当事者の意に反してもISFが展開を行うという趣旨ではなく (仮にそうであれば、この文言を和平協定の中で規定すること自体が無意味になるであろう)、その機能は先に述べた自衛を超えた武力行使の許可を中心としたものにとどまることになるのである。

国連PKOとの関係では、上記国際軍の役割とは異なり、もう一つ別の規定に触れておく必要がある。それは紛争後の復興・再建に関わる国際的支援に関する第二九条で、その第一項は、国連事務総長リベリア特別代表が最近任命されたことを受けて、協定当事者が、「強化された国連リベリアミッション (a consolidated United Nations Mis-

son in Liberia」の早急な設置を求めているからである。後に憲章第七章に基づく行動を認められて現地に展開したPKOも「国連リベリアミッション (United Nations Mission in Liberia, UNMIL)」という名称であったが、この規定上のミッションの役割は主として紛争後の平和構築に向けられたものであることに注意しなければならない。従って和平協定で当事者は、国連PKOが紛争後の平和構築に参画することにあらかじめ同意していたということになる。

こうした規定内容を有する和平協定の実施に際して、実際にECOWASや国連はどのように協力したのであるか。次に章をあらためてECOWASと国連の具体的活動を検討することにした。

## Ⅱ リベリア和平プロセスにおける国連平和維持活動の役割

### 1 安保理決議一四九七の採択とECOMILの展開

#### (1) 国連事務総長の平和維持活動構想

ECOWASによる介入軍の派遣準備がアクラでの和平プロセスと並行して行われていたことは、この和平プロセスがECOWAS主導で行われたことからみて想像に難くないが、国連の側もまた和平協定締結を待たずに多国軍の派遣許可を与えるべく和平プロセスの進捗状況をみながら活動を開始していた。早くも国連事務総長は停戦協定締結後の六月二八日付安保理議長宛書簡の中で、当時における現地の情勢悪化に鑑み、同協定の実施を国連が支持し、また混乱に向かっているリベリアの現在の事態を反転させるためにも、安保理が、高度に訓練を受け十分な装備を施された多国軍を現地に派遣することを許可するために緊急の行動をとるよう正式に要請したのである。それによれば、この多国軍は、「加盟国の主導の下で (under the lead of a Member State)」リベリアにおける重大な人道上の悲劇を阻止し、事態を安定化させることを目的とするもので、国連憲章第七章に基づいて許可

されるものであった。こうした多国籍軍の現地展開は、これまでの経緯で明らかのように、停戦協定の実施さらには予定されている包括和平協定の実施に不可欠な手段であるとのECOWASの意思を反映したものであり、リベリア政府もまた、そうした軍の展開と暫定政府への移行は、テイラー大統領の辞任の条件と認識していたとされる。また、ほぼ同じ時期に西アフリカ諸国を訪問し現地を調査を行った安保理ミッションもその報告書において、「安保理は、域外からの部隊その他の支援をECOWASが要請していることを考慮して、現在のECOWASのプランに基づき、国際安定化軍を許可することを早急に検討すべきである」との勧告を安保理に提出しているのである。従って和平協定締結に先立ち、この時期に多国籍軍の派遣と安保理によるその許可は、関係当事者にとってすでに既定の路線となっていたことがみてとれよう。

その後七月二十九日付安保理議長宛書簡の中で、国連事務総長は今回の多国籍軍および国連PKO展開構想の具体的内容を明らかにした。それによると、リベリアでの軍事活動は三段階より構成されるという。第一段階としてECOWAS軍が展開し、それに引き続いて多国籍軍が、そして最後に国連PKOが展開するというものである。ECOWAS側は一五〇〇名の部隊を多国籍軍の「先遣隊 (vanguard force)」として現地に派遣する用意があると七月初めに伝えてきたといわれ、国連事務総長もできるだけ早く七月中の現地展開が望ましいとしていたが、七月十八日にモンロビアで戦闘が再開されたことにより延期されて八月半ばまでに現地への展開を完了するように修正された。ECOWASの部隊派遣計画によれば、ECOWAS先遣隊は三つの大隊で構成され、そのうち二つはナイジェリア部隊、残る一つはガーナ、マリ、セネガルの混成部隊となることが予定されるとともに、二つのナイジェリア部隊のうちの一つは、現在シエラレオネで展開中の国連シエラレオネミッション(UNAMSIL)のナイジェリア部隊が転用されるという。この第一段階におけるECOWAS先遣隊の最重要任務はテイラー大統領の退場に伴うモンロビア情勢を安定化させることであり、このためECOWAS先遣隊の展開地域はモンロビアとその周辺

に限定されることになる。また第二段階の多国籍軍はテイラー大統領の辞任直後に現地入りし、暫定政府の樹立と人道的支援の供与を促進することがその役割とされていた。

本稿にとって注目されるのは、第三段階に投入されることになる国連PKOの役割と性格であろう。国連PKOはできるだけ早い期間内に多国籍軍に置き換わるとされ、その軍事要員は加盟国から提供されるとともに、多国籍軍からECOWAS部隊も引き継ぐとしている。このことから、ECOWAS部隊の一部は先遣隊から多国籍軍、そして国連PKOまで継続的に現地に駐留することになることが推測されるが、これは要員の継続性という観点から国連PKOの性格にも少なからず影響を与える要因となるものである。またこのPKOの性格を表すという意味で最も重要な点として挙げられるのは、このように想定されている国連平和維持軍が信頼に足る抑止能力（*deterrence capacity*）を確保するために強化されたマンデート（*a robust mandate*）を認めるべきだと国連事務総長が安保理に進言していることであろう。この軍事部門の主要な役割は、治安を維持し、選挙実施に必要な条件を作り上げることにあったのであり、それに対応した強力なマンデート―具体的には憲章第七章に基づく行動が暗に求められていたのである。なお国連事務総長の説明でもう一つ留意しておかなければならないことは、この国連PKOが「多角的な（*multidimensional*）」性格を有する点を強調していたことであつた。この点は後にもう一度触れることにしたい。

## （2）安保理決議一四九七の採択

このような事務総長からの書簡を受けて安保理は、八月一日にリベリアへの多国籍軍展開を許可する決議一四九七を採択した。ただしこの採択は全会一致ではなく、フランス、ドイツ、メキシコが棄権している。これは、部隊要員による犯罪を当該部隊提供国の裁判所でのみ裁くことを主張する米国が今回の多国籍軍の場合にも設置決議の中にその趣旨の明文規定を入れることに固執したことから、多国籍軍やPKO要員に対する国際刑事裁判所（ICC

C)の管轄権の適用を排除すべきではないとするフランスやドイツなどとの間で対立し、決議では米国の主張を取り入れた規定(本文第七項)が挿入されたため、フランス、ドイツ、メキシコが棄権にまわったのである。もともと、棄権した三ヶ国ともその理由はもっぱら本文第七項の内容にあるとして、その他の多国籍軍派遣の許可に関する事項については賛成の意を表明していたのであり、多国籍軍構想について反対していたわけではない。そこで、この決議の内容と合意された多国籍軍の特徴を簡単にまとめておこう。

まずこの決議では、その前文で憲章第七章が援用され、本文すべてを形容するかたちとなっていることをあげなければならぬ。この時点ではまだ包括和平協定が採択されてはおらず、国際軍との関係では憲章第七章について言及していない停戦協定があるのみであり、この決議で初めて憲章第七章に基づく行動を認められた多国籍軍がリベリアへの展開を正式に認められることになったといえるであろう。もともとその後の和平協定の関連規定内容ではECOWAS介入軍に関して憲章第七章への言及は見られず、和平プロセスの当事者がこの決議内容を考慮してどの程度ECOWAS介入軍と憲章第七章の関係に留意していたかは不明である。

いずれにしても安保理はこのように加盟国に対して「リベリア多国籍軍(a Multinational Force in Liberia)」を設置することを許可(authorizes)したわけだが、この多国籍軍の主たるマンデートは、(a)DDRの初期段階の条件確立を含む停戦協定の実施支援、(b)ティラー辞任とその後の政權樹立後の期間における治安維持の支援、(c)人道的援助供与の環境確保、そして(d)多国籍軍に置き換わる長期駐留型の国連安定化軍(a longer-term United Nations stabilization force)の導入準備、の四項目にわたり、多国籍軍に参加する加盟国はこれらのマンデートを遂行するために必要なあらゆる措置(all necessary measures)をとることを許可された(本文第一項および第五項)。ここで注目すべき点は二点ある。一つは憲章第七章に基づく行動としてマンデート遂行に「必要なあらゆる措置」をとることが認められたという点である。従来の事例からみたとその文言の使用や、多国籍軍に課されたマンデートの内

容からすると、この規定により多国籍軍に自衛を超えた武力行使が許可されていることは明らかであろう。別言すれば、多国籍軍への武力行使の容認こそが憲章第七章援用の主要な理由であったとも考えられる。もう一点は、多国籍軍に置き換わる国連安定化軍の早期導入をあらかじめ決議に折り込んで多国籍軍の展開が許可されたという点である。それは多国籍軍の上記マンデートの内容からも読み取れるが、より端的には決議本文第二項で、暫定政府の支持と包括和平協定の実施支援を目的とした国連安定化軍を二〇〇三年一〇月一日までに展開させると規定していることから明らかである。現地情勢の緊急性に鑑みて憲章第七章に基づく行動を認められた多国籍軍が迅速に展開し、その後一定期間を経て国連PKOがこれを引き継ぐという形式ならびに多国籍軍の性格は、この決議採択の直前にあたる六月にコンゴ民主共和国のイツリ地域に派遣された暫定緊急多国籍軍(IEMF)のそれと類似した特徴を有しており、いずれの事例においても事態の緊急性に呼応した部隊展開の迅速性とその抑止能力の強化が重視されていた。そしてこうした特徴は国連事務総長が安保理に提案した内容を安保理決議がほぼそのまま踏襲している結果なのである。

もつとも決議一四九七が大枠で国連事務総長の提案を承認したものと考えても、リベリアにおける軍事活動の段階性、すなわちECOWAS先遣隊から多国籍軍、そして国連PKOへという三つの時系列的な段階は明らかにされてはいないようにみえる。少なくとも最初のECOWAS先遣隊については決議中に明示には言及されていない。ただし、このことによってECOWAS先遣隊の派遣が見送られ、多国籍軍が直接展開を開始したと結論するのは性急に過ぎるであろう。ECOWASはこの決議が採択される前日の七月三十一日に、八月四日からECOWAS先遣隊を派遣することを正式に決定しているし、現実にもそのとおりに展開を開始したからである。むしろ、先遣隊の現実の展開開始時期と、事務総長構想では多国籍軍が展開する契機となるティラー大統領の辞任(八月一日)との間隔が短く、彼の辞任直前に展開を開始したECOWAS諸国の部隊がティラー辞任後は決議にいう多国

籍軍として活動したというのが実際のところではないかと思われる。その意味からすると、ECOWAS先遣隊は多国籍軍の「先遣隊」ではなく、多分に比喩的ではあるが、約二ヶ月後に展開が予定される国連PKOの「先遣隊」と表現されることになったと考えられよう。\* ここにおいて、結果としては、ECOWAS先遣隊、多国籍軍、そして国連PKOという国連事務総長の三段階構想から、ECOWAS先遣隊と多国籍軍が同一化され、決議一四九七ではECOWAS先遣隊から国連PKOへという二段階構想へと事実上修正されたのである。

このようにして安保理により設置が許可されたECOWAS先遣隊はその後ECOWASリベリアミッション(BCOWAS Mission in Liberia, ECOMIL)と名づけられ、八月四日より首都モノロビアへの展開を開始した。\* その一週間後の一日にテイラーが大統領を辞職してナイジェリアに亡命し、さらにその一週間後の一八日にはアキラ包括和平協定が締結されたのはすでに述べたとおりである。従って現実にもECOMILは国連PKOの「先遣隊」としてその展開までの期間を埋めるべく活動することになったのである。\*

## 2 UNMILの設置とその特徴

### (1) 国連事務総長報告におけるUNMIL構想

八月四日にECOMILが現地に展開を開始しても、それは現地情勢の悪化を阻止するという緊急の対応であるとともに、後に展開される国連PKOの準備のために時間的猶予を得るためであったという印象は否定できない。決議一四九七は、できれば八月一五日までに国連安定化軍の規模やマンデートなどの計画を提出するよう事務総長に要請していたが、同月一八日に包括和平協定が調印された関係からその規定内容も踏まえる必要があったため、事務総長が安保理に勧告を提出したのは九月一日付の報告書においてであった。

この報告書で国連事務総長は、第二次リベリア内戦の経緯に詳しく触れた後、八月一八日の和平協定の内容を概

観し、現地情勢の情報収集のため派遣された評価チームの報告に基づいて、一万五千名の部隊を含む「多角的な」国連PKOの設置を勧告した。そしてUNMILと名づけられたこの国連PKOに憲章第七章に基づく行動を認めるとともに、そのマンデートに、和平協定の実効的実施におけるリベリア国民暫定政府(NTG)とその他の当事者の支援など一六項目にもわたる任務を含めるよう求めたのである。またこうした多角的な任務を遂行するために、UNMILはこのミッションとリベリアにおける国連システムの活動について全般的な責任を有する国連事務総長特別代表の下、政務、軍事、刑事司法、民生、人権、ジェンダー、児童保護、DDR、広報、支援、そして選挙の各部門を擁し、対外的には人道、開発分野の機関やAU、ECOWASなどの地域的機関との調整、さらには隣国に展開されているUNAMSILや国連コートジボアールミッション(MINUCI)と連携した活動も期待された。さらに付け加えておかなければならないのは、UNOLが担っていた主要な任務がこのUNMILに移転されることが予定されているという点である。先のマンデートの内容も勘案すると、停戦監視という伝統的PKOの任務から、文民保護やDDR実施に伴う武力行使の可能性を考慮した憲章第七章に基づく行動との結合、さらには紛争後の平和構築のカテゴリーに属するものまで幅広い任務をUNMILは携えることが考えられていたといえよう。

こうした広範な任務を遂行するUNMILの中でも、ここでは特に軍事部門の展開について言及しておきたい。事務総長は不十分かつ不適切な装備しか持たない部隊の展開が悲惨な結果を招いたという過去の教訓に照らし、今回のPKOは当初から「強化された」(robust)「マンデートと適切な資源を携えて完全展開する必要があることを強調した上で、具体的な展開については、現在進行中のECOMIL展開と米海兵隊の支援という準備段階に続き、四つの段階が想定されているという。このうち二〇〇三年一〇月一日から軍司令部が機能する十一月一日までの一ヶ月間が第一段階とされ、暫定本部の設置やECOMIL要員のUNMILへの移籍、さらに兵站関連の重要施設

の配備などが行われる予定とされている。この「初期活動能力 (initial operational capability)」と呼ばれる段階ではその後の展開段階の基礎を固めることが目的となるため、現在 ECOMIL が展開している地域を越えた展開は想定されえない。しかも ECOMIL がまばらにしか展開しておらず、しかも米国が 10 月 1 日に撤収すると宣言している状況を見ると、十分な部隊が現地に到着するまでの間、UNAMSIL から必要な資源を調達することになるだろうという。またそれに続く第二段階は「暫定活動能力 (transitional operational capability)」と定義され、リベリア国内を四つのセクターに分けた上で、それぞれに三千名の大隊級部隊を設置・展開するという。特にモンロビア付近は現在展開中の ECOMIL 部隊が UNAMSIL に編入されて引き続き展開することになる。ただし要員や装備の問題があるため、事務総長の予測では、すべての部隊が完全に展開するのは 2004 年三月とされており、その後第三段階、さらに第四段階へと進むことが予定されている。

## (2) 安保理決議一五〇九の採択と UNAMSIL の特徴

この国連事務総長報告を審議した安保理は 2003 年九月一九日に決議一五〇九を採択して正式に UNAMSIL の設置を許可した。それによると安保理は、前回の決議一四九七と同様に決議前文で憲章第七章に基づき行動することとを宣言した上で、本文第一項で、UNAMSIL が二五〇名の軍事オブザーバーと一六〇名の参謀将校を含む一万五千名の軍事要員と一一五名の文民警察官、それに適当な民生部門で構成されると決定して、2003 年 10 月一日に ECOMIL から UNAMSIL に権限が委譲される旨規定している。また UNAMSIL の展開期間は一二ヶ月という期限付きであるが、これは一二ヶ月後に状況をみながら展開を継続するかどうか決定することを含意していると考えらるべきであろう。国連事務総長が 9 月 10 日に UNAMSIL のマンデイト実施を含む包括和平協定とこの決議の実施についての進捗状況を報告するよう要請されているのは (本文第一九項)、それを踏まえてのものである。

さて UNAMSIL のマンデイトだが、同決議の本文第三項によれば、停戦協定の実施支援、国連要員・施設および

文民の保護、人道・人権援助支援、安全保障改革支援、和平プロセス実施支援という五つのカテゴリーより整理され、その具体的内容も、停戦協定実施の監視と停戦違反の調査、JMCの作業の支援、武装解除・動員解除・再統合・再定住(DDR)実施のためのアクションプランの速やかな作成、武器・弾薬の収集と破壊、重要な政府施設への安全の提供、国連要員・施設や文民の保護、人道的援助の供与の促進、難民・避難民、女性、児童などの弱者への注意とともに人権の保護・促進のための国際的な努力への貢献、リベリア警察軍の監視と再建ならびにリベリア国軍の再建に関する暫定政府への支援、国内全域にわたる国家権力の再構築に関する暫定政府への支援、天然資源の適切な管理の復活についての暫定政府への支援、二〇〇五年末までに予定される総選挙の準備についての暫定政府への支援など計一九項目にもわたるものとなっている。またマンドレート以外でUNMILに関わる注目すべき規定としては、すべての当事者にUNMILの展開と作戦に完全な協力を要求(本文第五項)、「その能力と展開範囲内において、難民と国内避難民の自発的帰還を支持するようUNMILを慫慂」(同第六項)、PKOおよび紛争後の平和構築においてジェンダーの視点の重要性を再確認(同第一項)することなどがあげられよう。

そこでアクラ包括和平協定や事務総長報告も踏まえて、以上のような安保理設置決議の内容から導き出されるUNMILの特徴は次のようなものと考えられる。第一に、この安保理決議一五〇九によって、ECOMILの設置を許可した安保理決議一四九七が「国連安定化軍」と呼び、アクラ包括停戦協定で「国際安定化軍」と呼ばれていた軍事組織がUNMILであると正式に認められたわけで、前文での憲章第七章の援用もあわせると、「国連憲章第七章の軍」の体裁を形式的にはとっていたことが確認された。しかも第二に、この「国連憲章第七章の軍」としてのUNMILはいわゆる多国籍軍型の軍事活動のカテゴリーに含まれるものではなく、第七章が援用されているにもかかわらず、むしろその名称が示すように国連平和維持軍として設置されたものであった。現地展開への関係当事者の同意が存在する他、決議第一項により、その設置許可対象者が加盟国ではなく、黙示的にはあるが国連

になっていることや、一万五千名が「国連の」軍事要員として編入されることが明記されていることなどからこの点は明らかであろう。すなわちUNMILは憲章第七章に基づく安保理の行動によって設置されたPKOであり、この導入を関係当事者が包括和平協定で合意していたということである。

また第三に、UNMILはその展開過程において、設置決議上明確にECOMILの後継機関として位置づけられていたことがある。既述したように、ECOMILは二〇〇三年九月末までという限定的な期間に派遣された多国籍軍であり、その後を別の国際軍が襲うことはECOMIL設置当初からの規定路線であった。ECOMILから権限を委譲されたUNMILの設置および派遣は国際社会のこの方針に沿った活動なのであり、しかも時間的資源的節約からECOMIL部隊の一部をUNMILに編入したことは、ECOMILの任務と要員の継続性という点からUNMILに多国籍軍型軍事活動の性格を強く反映させる原因ともなっている。後述するように、設置決議で憲章第七章が援用されているのはその現れである。

しかしUNMILの性格付けに際して、そうしたいわば「強化された(Potent)」PKOに関わる特徴ばかりを強調することはその全体像を見誤らせかねない。すでに国連事務総長が明らかにしていたように、UNMILは「多角的な」役割を有するPKOとして期待され、その任務は軍事的な側面にとどまらないからである。安保理も決議一五〇九の前文で、UNOLの任務を終了させ、その主要な任務をUNMILに引き継がせる事務総長の意図をテイクノットしているのはその証左であらう(決議前文第一九項および第二〇項)。UNOLは本来、第一次リベリア内戦終結後に、平和の定着と紛争再発の防止、国民和解のための支援供与と民主的制度構築の促進、平和構築に関わる事項についてリベリア政府と国連の間のコミュニケーションの促進などを目的として国連の政務局が設置した事務所であるが、第二次リベリア内戦の混乱のさなか、二〇〇二年一月にはリベリアに対する包括的戦略の観点から任務の強化・拡大の方針が安保理により認められ、さらにリベリア政府と国連との間の交渉の末、二〇〇三

年四月にUNOLのマンデート改定が合意されていた。つまりUNOLは、第二次内戦の収拾が模索される過程で包括的戦略の枠組み内に位置づけられるとともに、主として平和構築のための任務をUNMIL展開前まで負っていたということになる。このような背景に照らせば、UNOLの主要なマンデートを引き継ぐことで平和構築の方面にもその役割を拡大させているということもUNMILの特徴としてあげることができるように思われる。

UNMILは国連PKOのカテゴリーに含まれるものの、その内実は、ECOMILの後継機関であるとともに、UNOLの後継機関でもあるという事実から推察できるように、従来において多国籍軍と称せられる軍事活動で行われてきた任務に近いものから、平和構築の段階で想定される任務に至るまで幅広い守備範囲を付与された活動とみなされなければならない。特に冷戦後の内戦においては、平和創造、平和維持、平和強制、(紛争後の)平和構築といった各段階がこれまで考えられていたような単線的時系列的な活動ではなく、相互に時間的に折り重なった重層的なものとして出現しているという指摘もあり、現象面からみて第二次リベリア内戦の場合には、それがUNMILの枠組みの中で現れていると理解することができよう。安保理を含む国際社会がリベリア問題に対して包括的戦略を採用し、その戦略を遂行する手段としてUNMILが設置されたのであり、結果としてUNMILは様々なマンデートを付与されたまさに「多角的な」PKOとなったのである。

### (3) UNMIL設置決議における憲章第七章援用の意義と問題点

では、上記のような広範な任務を有するUNMILが憲章第七章に基づく行動として設置されていることになる意義が見出されるのであろうか。

UNMILの設置を許可した決議一五〇九の文言を見る限り、このUNMILの設置に憲章第七章が援用された理由には大きく分けて二つある。一つは形式的な理由で、和平合意の中で当事者が憲章第七章に基づく軍の展開を要請したということに求められる。決議本文にそれを直接表す文言はないが、前文で和平協定への支持を再確認し

ていることから推察できる（決議前文第一項）。和平協定を通じて当事者が国連に憲章第七章に基づく軍の設置と展開を要請する事例はこれまで全くなかったというわけではなく、旧ユーゴスラビアに展開する多国籍軍などがその例に当たるが、国連PKOにそうしたマンデートを付与するよう要請した事例は、コンゴ民主共和国における内戦終結を目的としたルサカ停戦協定に次いで二例目であるということには留意しておいてもいいであろう。

もう一つはむしろ実質的な理由で、これはUNMILのマンデートの内容から導出される。UNMILが遂行すべきマンデートの中にはDDRR支援のような、場合によっては当事者と戦闘に陥りかねない危険なものもあり、さらには、国連の要員や施設を保護し国連要員の安全と移動の自由を確保するとともに、「その能力の範囲内で、物理的暴力の急迫した脅威の下にある文民を保護する」ことも含まれている。これらはUNAMSILやMONUCといった最近の国連PKOにおいても付与されたマンデートであり、しかもそのいずれの活動も憲章第七章に基づく行動として設置が許可されたのであった。つまり、任務遂行の必要上、それに適当な手段の保持とその法的な手当が要請されたのであって、マンデートの内容とその実現手段としての憲章第七章に基づく行動が結合していたとみることができ、そこにこそUNMIL設置決議において憲章第七章が援用された意義があるとみなすことができる。先行して展開したECOMILがやはりDDRR初期条件の整備を含む停戦協定の実施支援という困難なマンデートを請け負った際に憲章第七章に基づく措置を認められ、この任務を引き継いだUNMILもまた同様に第七章に基づく行動として許可されたことも、任務とその遂行に必要な手段との一貫性および整合性の観点から、以上の理由ならびに意義を補強する材料となろう。ただしこの憲章第七章援用の実質的な側面については、UNMILが国連PKOである以上、その活動の基本原則である同意原則や自衛原則との関係が問題となる。同意原則については、第七章援用の形式的理由にあるとおり、関係当事者が「国連憲章第七章の軍」の現地展開に合意したということ、PKOの導入自体については原則の適用事例と一応のところ考えることはできても、特に後者の自衛原則

についてはより先鋭化した問題を孕むことになる。というのも憲章第七章の含意が「強制」を目的とした武力行使にあるとすると、自衛のための武器の使用とは、仮にそれが任務遂行を目的とした「広義の自衛」であったとしても、原理的に矛盾する機能を憲章第七章の行動が内包することになるからである。

また、こうした憲章第七章の援用理由やその意義を認めたとしても、憲章第七章の具体的効果についてはなお不明確な部分が残るといわなければならない。その一つは、UNMILが憲章第七章に基づく行動として設置されているものの、任務遂行に「必要なあらゆる措置をとることを許可する」というような文言が、その設置決議では用いられていないということであろう。一般には、憲章第七章への言及に加えて、上記文言に示されるような武力行使の明示の許可があった場合に、PKOはもはや平和強制活動へと変容したものと考えられるからであり、逆に言えば、武力行使の許可に関する明示の文言がない以上、UNMILにおいては自衛原則を超える武力行使は認められず、あくまでPKOの伝統的な基本原則に依拠して活動することが想定されていたと解釈することも文言の上からは不可能ではないからである。ただ、上述のように、UNMIL設置に至る経緯や安保理により許可された任務内容を参照すると、そうした見方が関係当事者の意図であったのかどうか疑問がないわけではない。実際、一月一日にUNMILが現地に展開した後、コートジボアールとギニアとの国境沿いに広がるニンバ郡では旧リベリア政府軍とMODELとの間で戦闘がたびたび繰り返され一般市民が攻撃を受けて犠牲になっていったが、この件に関してUNMILを統轄するクライン国連事務総長リベリア特別代表は、安保理決議一五〇九がUNMILに対して「物理的暴力の急迫した脅威の下にある文民を保護すること」も許可しているとした上で、UNMILは必要な場合には「マンデートの下での自らの義務を遂行するために必要なあらゆる措置をとる (take all necessary measures to fulfill its obligations under the mandate)」であろうと述べている。従って、この発言ではこれまで武力行使を許可された事例で使用された文言に言及していることを勘案すると、少なくとも国連の現地責任者はUNMIL

しの活動内容について憲章第七章に基づく行動からあらゆる措置をとることができると判断していると考ええることもできよう。ただし、安保理決議でそうした武力行使の許可に関する明文規定がないにもかかわらず、憲章第七章の援用のみをもって武力行使が許容されると解釈するのは、国際社会における武力行使の制約と安保理によるその統制の堅持という観点からみると、その趣旨を損なう恐れがないとはいえない。確かに限定的な目的から憲章第七章に基づく明示の許可のみをもって武力行使が認められたとされる多国籍軍の事例はこれまでもあるが、UNMILのような広範な任務を有する国連PKOに関してもそれと同様に考えてよいかどうかについては今後の実行を含めて検討の余地を残しているといわなければならないであろう。

なお、決議一五〇九においては憲章第七章の援用が決議前文で行われており、解釈上、その効果はUNMILのマンデートのみならず、本文すべての規定に妥当する。この決議は紛争当事者に対して敵対行為の中止と和平協定・停戦協定上の義務履行などを要求する（*demands*）していることはすでに述べたが、そのほかにも、武器禁輸や軍事援助中止措置のUNMILへの適用除外規定があることから（決議本文第二二項）、非軍事的措置に関わる事項として憲章第七章を援用しなければならない必要があった。その意味で第七章を前文で援用する意義は小さくないわけだが、このこと自体はUNMILが憲章第七章に基づく行動として設置される積極的な理由を提供するものとはなりえないこともまた確かである。

UNMIL設置決議における憲章第七章の援用は、直接にはアクラ包括和平協定当事者が「国連憲章第七章の軍」の導入を国連に対して望んだことに起因する。第七章への言及はそうした当事者の期待に込めてリベリア問題に対する国際社会のコミットメントを最大限に表現したものであり、その政治的・心理的效果はなお大きいといわなければならない。しかし他方、その法的効果は特にUNMILに関して文言上不明確さを残しており、それ故にUNMILが *peacekeeping* としての性格をどれだけ保持し、さらにいわゆる *peace enforcement* 的な要素をどれだけ取り

込んでいるのか曖昧となる結果をもたらしている。ただ、こうしたUNMILの性格に現れる曖昧さは、UNMIL固有の事情によるものというよりも、憲章第七章が援用されたいわば「強化された」PKOに常に付きまとう問題であり、憲章第七章援用の有無による *peacekeeping* と *peace enforcement* との区別という伝統的な二分法では把握できない現象を反映していると理解することもできるであろう。とりわけ（広義の）自衛と武力行使の関係をめぐる問題が憲章第七章の援用に関連することは、決議の文言の上では任務遂行に「必要なあらゆる措置をとる」ことを許可されていないUNMILの事例においてより明確に認識できるのである。

おわりに

先に述べたとおり、UNMILは二〇〇三年一〇月一日にECOMILと置き換わるかたちで現地に展開を開始し、その規模は二〇〇三年一二月末現在で約七千名の軍事要員を擁するに至っている。その間、一〇月一四日にはグエード・ブライアントを議長とするリベリア国民暫定政府（NTGL）が発足し、さらにDDRRプログラム開始のセレモニーが行われた一二月一日に続いて同七日には実際に最初のDDRRが実施に移されるなど、現地武装勢力の抵抗はあるものの、和平プロセスは徐々に進展しているといえそうである。

もともとリベリアは現在、ようやくアクラ包括和平協定の実施段階の入り口に少し入ったところにすぎない。しかも未解決の問題がなお山積しており、特にシエラレオネ特別裁判所に訴追されているテイラー元大統領の処遇、経済制裁解除の時期、さらにはDDRRプログラム実施の成否など、今後のリベリア和平プロセスに大きな影響を及ぼすと思われる課題はこの先の事態の推移を待って検討しなければならないものばかりである。そのため、UNMILの活動全体の評価については和平プロセスの帰趨とともに後の検討を待たなければならないが、UNMILの導入とその特徴、とりわけ設置決議における憲章第七章の援用をめぐる問題については若干の示唆が与えられた

のではないかと思われる。その点をあらためて確認することで結論に代えることにしたい。

第一に指摘しなければならないのは、UNMILはECOMILの後継機関として展開を認められた国連PKOであったという事実である。こうした多国籍軍と国連PKOとの間の時系列的な展開形式は、憲章第七章との関わりを有するこれまでの国連PKOの事例においてもすでに確認されているところで、しかもこれらの事例においてはいくつかの共通点を認めることも可能である。たとえば、停戦確保や人道的危機などに対処するため当面のところに利用可能な部隊を多国籍軍あるいは地域的機関による軍として派遣し、この部隊に強力なマンデートを付与して事態にあたるという人的物的資源と時間の有効活用を考慮した緊急性の観点や、事態の推移に伴いその後継機関としての国連PKOに対して状況にふさわしいマンデートを与えて平和維持から平和構築までの平和活動を継続させるという戦略的な側面もそこには含まれよう。しかし法的な観点からいえば、多国籍軍と国連PKOの間の時系列的展開が任務・マンデートとその実施確保手段の内容に与えた影響こそが大きいといわなければならない。それは具体的には憲章第七章の援用というかたちで発現しており、多国籍軍から国連PKOへの移行形式にはそれぞれ違いはあるにせよ、先行する多国籍軍や地域的機関の軍に付与された憲章第七章に基づくマンデートとその実施手段がそのまま後継の国連PKOに移譲され、当該PKOの性格を規定する一つの要因になっているのである。

第二点として挙げられるのは、UNMIL設置決議における憲章第七章の含意が武力行使の許可を含むものかどうか文言の上からは不明確であるにもかかわらず、関係者の姿勢からはUNMILに自衛をこえた武力行使が許容されていると伺える状況が生じているということであろう。これは第一点目として指摘したECOMILからUNMILへの移行に伴うマンデートの継続性の結果として捉えることができる。ECOMILに認められたマンデート実施手段としての「必要ならゆる措置」を、同様のマンデートを付与されたUNMILがとることができる」とすれば、実効的な任務遂行に支障を来たすであることは理論上も実践上も考えられることだからである。もち

ろん、先行機関で憲章第七章に基づく行動が認められたからといって必ずしも後継機関でそれが認められるというわけではなく、これらは現地情勢の評価次第といわなければならないが、多国籍軍の導入から段階的に平和活動全体を構想して、しかも当該多国籍軍が緊急の事態に対処した暫定的性格にとどまるものであるとすれば、それを引き継いで本格的な平和活動を担う機関が憲章第七章に基づく行動を認められるというのは決して理由のないことではないように思われる。

第三に、先の二点とも関連するが、UNMILが有する「多角的な」性格が関係当事者の要請により憲章第七章の行動の下で実現しているという点にも注意を要しよう。確かにこれも、「多角的な」性格を有する国連PKOは憲章第七章に基づくものということを必ずしも意味するわけではない。一方でECOMILからの平和強制的な役割を継受し、他方でUNOLより平和構築の任務を引き継ぐことで成立したUNMILにとってもそれは必然ではなかったはずである。しかし、憲章第七章に基づく行動として設置されたとはいえ、UNMIL存立の実質的基盤は関係当事者間の合意、具体的にはアクラ包括和平協定による「国連憲章第七章の軍」導入の要請であった。ここにおいて和平プロセス実現に向けた国連PKOの「多角的な」役割が憲章第七章と接合する契機をみることができ。そして国連PKOの活動基本原則との関係で言えば、ここには憲章第七章と国連PKOが特徴付けられる同意原則との調和をはかる重要な鍵が潜んでいるのではなからうか。

本稿で得られた以上のような結論はあくまでもUNMILの実例に沿ったものに過ぎない。憲章第七章と国連PKOの関係の検証には、こうした知見を他の事例の中に置いて考察しなおすことがさらに必要とされよう。その作業はまた別の機会に行われる。

## 注

(1) 一九八九年から九七年までのリベリア内戦については、*see*, N. MacQueen, *United Nations Peacekeeping in Africa since 1969* (Pearson Education, 2002), pp.169-180; K. O. Kufuor, "Developments in the Resolution of the Liberian Conflict", *Am. U. J. Int'l L. & Pol'y*, vol.10 (1994), pp.373-396. 真嶋一郎「リベリア内戦の展開」『アフリカ研究』第四

三号(一九九三年)七七-九二頁、総合研究開発機構(NIRA)・横田洋三共編「アフリカの国内紛争と予防外交」(国際書院、二〇〇一年)二〇二-二〇六頁(真嶋一郎執筆)参照。この内戦の過程では、ヤムスクロウ協定(一九九一年一〇月三〇日締結)(U.N.Doc.S/24815, Annex.)・ロトマー協定(一九九三年七月二五日締結)(U.N.Doc.S/26272, Annex.)・アコンンボ協定(一九九四年九月二二日締結)(U.N.Doc.S/1994/1174, Annex.)・アクラ協定(一九九四年一月二二日締結)(U.N.Doc.S/1995/7, Annex I & II)といった和平協定が結ばれていたが、アブジャ協定(U.N.Doc.S/1995/742, Annex; U.N.Doc.S/1995/756, Annex, Appendix.)により、アブジャ協定締結後一年以内の総選挙をいつて当事者が合意するに至ったのである。もともと、アブジャ協定締結後も内戦当事者間で戦闘が激化し、総選挙の日程が合意されるには一九九七年五月三〇日まで待たなければならなかった。U.N.Doc.S/1996/679, Annex.

(2) このリベリア内戦に展開したECOMOGとUNOMILに関する著作は数多い。そのあたり、*see*, K. van Walraven, *The Presence of Peace-keeping: ECOMOG, West Africa and Liberia(1990-1998)*, (Netherlands Institute of International Relations 'Clingendael', 1999); D. Wippman, "Enforcing the Peace: ECOWAS and the Liberian Civil War", in L. F. Darnoch (ed.), *Enforcing Restraint. Collective Intervention in Internal Conflicts*, (Council on Foreign Relations Press, 1993), pp.157-203; G. Nolte, "Restoring Peace by Regional Action: International Legal Aspects of the Liberian Conflict", *ZaöR.V.*, Bd.53(1993), S.603-637; F. Meleje Djedjro, "La guerre civile du Libéria et la question de l'ingérence dans les affaires intérieures des États", *Revue belge de droit international*, tome 26(1993), pp.393-436; A. Chuk-

waka Ofolele, "The Legality of ECOWAS Intervention in Liberia", *Columbia J. Transnational L.*, vol.32 (1994), pp.381-428. 植林建司「リベリア内戦への西アフリカ諸国経済共同体と国際連合の介入」『愛媛法学会雑誌』第二二巻二号（一九九五年）九九一―三七頁、松本祥志「西アフリカ経済共同体のリベリア「平和維持軍」(ECOMOG)と国際法―地域的PKOと国連の役割―」『札幌学院法学』第二二巻二号（一九九六年）一一七―一四五頁参照。

- (3) 特に冷戦後における平和維持分野での地域的機関の役割と国連の関係については、*see*, H. McCourey & J. Morris, *Regional Peacekeeping in the Post-Cold War Era*, (Kluwer Law International, 2000).

- (4) 国連PKOと憲章第七章との結合で重要な最近の事例としては、東チモール国連暫定統治機構(UNTAET)、国連シエラレオネミッション(UNAMSIL)、国連コンゴ民主共和国ミッション(MONUC)があげられる。これらPKOについては別稿ですでに検討した。拙稿「国連憲章第七章に基づく暫定統治機構の展開―UNTAES・UNMIK・UNTAET―」『神戸法学雑誌』第五〇巻二号（二〇〇〇年）八一―一四八頁、同「シエラレオネ内戦における「平和維持活動」の展開(1)(2・完)―ECOMOGからUNAMSILへ―」『国際協力論集』(神戸大学)第九巻二号（二〇〇一年）九七―一二六頁、第九巻三号（二〇〇二年）九五―一二九頁、同「コンゴにおける国連平和維持活動(1)(2・完)―国連コンゴ民主共和国ミッション(MONUC)の実践とその法的意義―」『国際協力論集』(神戸大学)第一二巻二号（二〇〇三年）二七―五一頁、第一二巻三号（二〇〇四年）七三―九九頁、参照。またコートジボワールにおいても国連PKOと憲章第七章の結合関係が確認できるが、この事例については別稿での検討を予定している。

- (5) *Africa Research Bulletin: Political, Social and Cultural Series* (hereinafter A.R.B.), pp.12751-12752.

- (6) 紛争後の平和構築やその過程における民主化の問題と国連の役割について、*see*, L.-A. Skjottmoen, *L'ONU et la démocratisation de l'État. Systèmes régionaux et ordre juridique universel*, (Édition A. Pedone, 2000).

(7) U.N.Doc.S/1997/581, Annex: U.N.Doc.S/PRST/1997/41. さらに国連事務総長は、8月2日に行われたテイラー大統領の就任式での祝辞でもこの選挙が自由かつ公正であったと指摘するとともに、国民統合と和解、デモクラシーと人権、再建と発展のための新たな戦いが始まったと述べている。Press Release SG/SM/6295.

(8) UNOMILは一九九七年六月二七日に採択された安保理決議一一六で、同年九月三〇日にその任務を終了することとされており、七月三〇日付安保理議長声明がこれを確認していた。U.N.Doc.S/RES/116(1997), op para.1; U.N.Doc.S/PRST/1997/41. 国連事務総長によるUNOMILの活動全般の評価については、see, U.N.Doc.S/1997/712, paras.21-31.

(9) U.N.Doc.S/1997/478, para.58; U.N.Doc.S/1997/643, para.46.

(10) たとえば政敵の排除としては、すでに一九九七年一二月には前国会副議長とその家族が政府機関により拉致され拷問を受けて殺害されたと報じられている。A.R.B., p.12939. 特にテイラー政権からの攻撃を受けたのは「リベリア民主統一解放戦線ジョーンソン派 (ULIMO-J)」で、一九九八年三月には、第一次内戦時にULIMO-Jを率い一九九七年選挙後のテイラー政権下では地方開発大臣に任命されていたルーズベルト・ジョンソンが大統領警護隊に自宅を急襲され、その後も同年七月にULIMO-Jメンバー六名が誘拐・殺害されたことから、同年九月にはジョンソン他約二〇名のメンバーが大統領警護隊からの攻撃を避けるためにリベリアの米国大使館に駆け込むという状況も生じた。A.R.B., pp.13052-13053, 13190, 13260-13261, 13297.

(11) 選挙キャンペーン期間中は、特にテイラー率いる旧NPFL民兵による一般市民への脅迫が相次いだとの報道もある。Amnesty International, *Annual Report 1998: Africa: Liberia*, available at <http://www.amnesty.org/africa/areportar98/afr34.htm>. ただし、有権者登録期間の短さなど制度として相当数の不正規さがみられた点や、メディアの独占がティラーに有利に働いた点など、有権者の投票に影響を与えた側面があったことは確かだが、それでもおよそティラーの

- 七五%の得票が半分以上に上り、なるほどこのものではなかったと言われている。問題はここが「最終に敗北した」のその結果を受け入れがたさゆえに「最終に敗北した」と主張する国連は、不信感を抱くことがないかと。D. Harris, "From 'Warlord' to 'Democratic' President: How Charles Taylor Won the 1997 Liberian Elections", *The Journal of Modern African Studies*, vol.37 (1999), pp.437-442.
- (12) C. Tuck, "Every Car or Moving Object Gone" The ECOMOG Intervention in Liberia", *African Studies Quarterly*, *The Online Journal for African Studies*, vol.4, no.1 (2000), available at <http://www.africa.ualt.edu/asy/v4/v4i1a1.htm>
- (13) IDDDUのレポートの題名は「IDDDUのレポート」, see, U.N.Doc.S/2002/470, Annex, paras.35-41.
- (14) A.R.B., p.15277.
- (15) U.N.Doc.S/RES/1132 (1997), op para.6; U.N.Doc.S/RES/1306(2000), op para.1. *Vote*, S. Szurek, "Sierra Leone: Un Etat en attente de «paix durable». La communauté internationale dans l'engrenage de paix en Afrique de l'Ouest", A.F. D.I., tome XLVI (2000), pp.195-197.
- (16) U.N.Doc.S/2000/195, Annex, Enclosure, paras.180-193. シエラレオネ紛争との関連におけるテイラーの存在は「一方RUFを軍事的に支援してシエラレオネ政府を弱地に陥れ、他方で二〇〇〇年夏のUNAMSIL要員人質事件のうちのいくつかは紛争を行使して」「解放者」として立ち現れるアンボバメントなのである」。Africa Confidential, vol.41, no.13 (23 June 2000), p.1.
- (17) A.R.B., pp.14049-14050, 14140-14141, 14177, 14257.
- (18) Africa Confidential, vol.41, no.15 (21 July 2000), pp.1-3.
- (19) ECOMOGは一九九九年のテイラー政権発足後も、一九九六年から一九九七年にかけて回収された一万九千丁以上の火器類と三百万発以上の弾薬を破棄するプログラムが一九九九年一〇月一八日に完了するまで駐留を続けてい

た。Press Release SG/SM/7184-APR/188.

- (20) U.N.Doc.S/2000/1191: A.R.B. pp.14177, 14215-14216. ECOWASは「七〇〇名程度の平和維持軍 (ECOMOG) 派兵を前に国連からの「強力なマンデート」の許可を得ようとしていたが、その後の国内の戦況悪化に伴い、二〇〇一年三月にはギニア政府がECOMOG受入れに消極的となったという。Ibid., pp.14293, 14327.
- (21) ECOWAS Press Release No.37(12 April 2001): "Uncertainty over Deployment of ECOWAS Force", Panfrican News Agency Daily Newswire (April 12, 2001): A.R.B. p.14364.
- (22) 他方でこの時期のECOWASはリベリア国内の反政府勢力を非難してテイラー政権側寄りの立場をとっている。たとえは二〇〇一年二月にタカールで開催されたECOWAS国家元首首長会合の最終コミュニケではリベリア問題についても取り上げられており、その中で「反政府武装勢力による攻撃を非難するとともに、リベリア政府に対して国民和解を開始するよう要請した」。U.N.Doc.A/56/849-S/2002/219, Annex, paras.33-35.
- (23) U.N.Doc.S/2001/78, Annex. See also, A.R.B. p.14271.
- (24) U.N.Doc.S/RES/1543(2001), pre paras.9-10, op paras.2-7. タイヤモンドの取引禁止と要人の通行禁止については決議採択から二ヶ月の実施猶予が認められていたが (op para.8)、「この決議に対するリベリア政府の反論にもかかわらず (U.N.Doc.S/2001/264, Annex)」その間にリベリア政府側の決議内容遵守は確認されなかったため、二〇〇一年五月より実施に移された。Press Release SC/7058. この決議「三三三」の制裁措置では紛争解決に不十分であることは指摘されるっており、L. Woodward, "Taylor's Liberia and the U.N.'s Involvement", *N.Y.L.Sch.J.Hum.Rts.* vol.19(2003), pp.933-938.「実際にもその実施二ヶ月後に再検討され、安保理は二〇〇二年五月六日に採択した決議一四〇八で、依然としてリベリア政府が決議「三三三」を遵守していないと認定し、制裁措置をさらに二ヶ月延長することなどを決定したのである。U.N.Doc.S/RES/1408(2002), op. paras.1-5.

- (25) 決議一三四三の実施に関わる専門家パネル報告書 (UN Doc/S/2001/1015, Annex, Enclosure) を審査した際、英国は端的に「われわれがこの地域のこれまでのような不安定さを終結させようとするのであれば、テイラー大統領に対する圧力を増大させることが重要である」と主張した。UN Doc/S/PV.4405 (5 Nov 2001), p.23. ただしこうした強硬派の意見に対して、表向きはリベリア国民に対する制裁の人道王の影響を懸念しながら、テイラーに配慮して制裁強化に消極的な見解もアフリカ諸国の中に散見される。Ibid., pp.10-11 (Mail); pp.11-13 (Mauritius), pp.16-18 (Tunisia).
- (26) UN Doc/S/2001/857, para.15: UN Doc/S/2001/1195, para.9. 二〇〇二年一月一八日にはシエラレオネのカバー大統領が内戦終結宣言を行う (UN Doc/S/2002/85, Annex). 二〇〇一年初めにはシエラレオネ内戦はほぼ終結したとされる。MacQueen, *op. cit.*, p.194. その後、同じ年の五月に行われた大統領選挙でカバー大統領が再選され、安保理も五月二二日付議長声明でこの結果を歓迎している。UN Doc/S/PRST/2002/4. なおシエラレオネ内戦と戦後の平和構築の問題については、稲田十一、吉田鈴香、伊勢崎賢治「紛争から平和構築へ」(論創社、二〇〇三年) 一八〇—二二一頁参照。
- (27) テイラーは、ギニアからの武装勢力の攻撃を非難し、これに対して国連憲章第五一条に基づく自衛権を行使することを明言したが、同時に自衛目的のための武器に限定してリベリアに対する武器禁輸措置を解除するよう安保理に求めていることからみて、国連による禁輸措置が圧力となっていたことがうかがわれる。UN Doc/S/2001/562, Annex.
- (28) A.R.B., p.14752. テイラーは二〇〇一年八月にもロファマ郡での事態を理由に国家非常事態を宣言しようとしたとされるが、実際に行うまでには至らなかった。Ibid., p.14528.
- (29) ただしリベリア政府は同時に、少なくともこの時点では、地域的介入軍の派遣には必ずしも否定的な反応を示していない点に注目し得る。A.R.B., p.14862.
- (30) A.R.B., p.14884. たとえばシエラレオネ問題を討議した一九九七年六月二六日付 ECOWAS 外相会合最終コミュニ

ニテでは、その直前に起こったクーデターを非難するとともに、対話や武器禁輸、さらには武力行使によっても正統政府の再樹立を求めるように合意していたのである。U.N.Doc.S/1987/499, Annex. それは実際にもECOMOG介入というかたちになって現れた。See, K. Nowrot & E. W. Schabacker, "The Use of Force to Restore Democracy: International Legal Implications of the ECOWAS Intervention in Sierra Leone", *Am.U.Int'l L.Rev.*, vol.14 (1998), pp.321-412.

- (31) なおギニア、リベリア、シエラレオネという西アフリカ諸国間の和平対話については、すでに二〇〇二年二月にモロッコ国王モハメド四世の仲介で三ヶ国の首脳会議がラバトで開催されていた。Press Release SC/SM/814-AFR/385. See also, A.R.B., pp.14752-14754; *Africa Confidential*, vol.43, no.9 (3 May 2002), pp.4-5.

- (32) A.R.B., p.14940; *Africa Confidential*, vol.43, no.16 (9 August 2002), p.5.

- (33) ICGIのメンバーは、ガーナ（後にセネガルと交替）、モロッコ、ナイジェリア、英国、フランス、米国、アフリカ連合(AU)、ECOWAS、欧州連合(EU)そして国連である。Africa Confidential, vol.44, no.10 (16 May 2003), p.5.

- (34) A.R.B., pp.15006, 15012-15013. なお安保理はこの会議には注目しており、議長プレス声明というかたちで当事者に即時停戦と紛争の平和的解決のための対話に応じるよう求めている。Press Release SC/7512-AFR/487.

- (35) U.N.Doc.S/2003/227, para.5.

- (36) 二〇〇二年一月には、前述した安保理決議一三四三およびその後の措置をさらに強化した決議一四〇八の規定に従って一〇月二十五日付で提出された専門家パネルの報告書(U.N.Doc.S/2002/1115, Annex.)が安保理で審議され、依然としてリベリア政府が武器禁輸に違反していることに懸念を表明する議長プレス声明が発表されている。Press Release SC/7578-AFR/524.

- (37) ICGLは二〇〇二年十二月にタカールで初会合を開催し、翌二〇〇三年二月二十八日にも会合を行った。また二〇〇三年二月七日から九日にかけて、ECOWAS議会主催の下、ECOWAS議員、市民団体、LURDの代表がシエラレオネのフリータウンに集まり、紛争解決に向けて対話を継続していくことが表明されている。UN Doc.S/2003/227, para.6, 24.
- (38) UN Doc.S/PRST/2002/36.
- (39) A.R.B., p.15200. See also, Press Release AFR/586-JHA/768; SC/SM/8652-AMR/591.
- (40) A.R.B., p.15240. *Exp. Human Rights Watch*, "Back to the Brink: War Crimes by Liberian Government and Rebels. A Call for Greater International Attention to Liberia and the Sub Region", available at <http://www.hrw.org/reports/2002/Liberal/Liberia0402.pdf>.
- (41) たとえばICGLの米国代表は三月二〇日に、リベリア政府と反政府勢力の双方に対し即時停戦交渉に入るよう呼びかけている。A.R.B., p.15240.
- (42) A.R.B., p.15277. MODDAGの目標は、テイラーの排除のほか、LURDを通じたギニアによるリベリアでの実権掌握を阻止することであり、必ずしもLURDと歩調をそろえて反政府活動に従事していたわけではない。Africa Confidential, vol.44, no.10 (16 May 2003), p.5.
- (43) UN Doc.S/2003/466, para.33. ECOWAS使節団は、紛争当事者間での停戦や対話などを勧告したが、そのほか到大統領・議会選挙実施の観点から平和と安全を維持するために国際軍が導入されるべきだとしている。UN Doc.S/2003/466, para.34. またECOWASはこれとは別に、四月七日に、前ナイジェリア国家元首のアバカル將軍をリベリア和平プロセスの仲介者に任命した。UN Doc.S/2003/582, para.4.
- (44) 五月五日付安保理議長プレス声明に「*see, Press Release SC/750-AMR/614*」を、さらに安保理は「国連事務総長

報告書 (U.N.Doc/S/2003/466) と専門家パネル報告書 (U.N.Doc/S/2003/498, Annex) に基づき、五月六日に採択した決議一四七八において、リベリア政府がコートジボアール国内の武装勢力とシエラレオネのRUFに積極的な支援を提供していると認定した上で、決議一三四三の措置を継続するとともに、新たにすべての国に対してリベリアの木材の取引を禁止し、制裁委員会が決定したいかなる個人もその領域内を通過させないようにする措置をとるよう決定した。U.N.Doc/S/RES/1478(2003), pre-para.13, op-para.1, 10, 17, 28.

- (45) A.R.B., p.15311. さらに米国は二〇〇三年三月の段階で、国連が採用していたような包括的アプローチに対してリベリア政府の協力が得られない場合には両国間に大きな影響が生じることを警告していた (U.S.Department of State, "The International Contact Group and a Way Forward for Liberia", available at <http://www.state.gov/plafite/rm/18527.htm>). その後四月下旬には、不安定化するコートジボアール情勢で米国がフランスを支持することと引き換えに、フランスがリベリア制裁に賛成するという取引が成立した。国連による制裁強化を支持する英国も加え、イラク問題では対立していた英・米・仏の三ヶ国がリベリア問題では歩調をあわせることになったのである。その具体的成果が前述した安保理決議一四七八による制裁強化であった。Africa Confidential, vol.44, no.10 (16 May 2003), p.4.

- (46) シエラレオネ特別裁判所の検察官が発した二〇〇三年三月三日付起訴状によると、テイラーは、人道に対する罪違反、ジュネーブ諸条約共通第三條違反、同条約第二追加議定書違反およびその他の国際人道法違反に問われ、その訴因は一七にも上っていた。See, Special Court for Sierra Leone website, available at: <http://www.scsl.org>; 訴追の事実がこの時期に公表されたことに不明な点も多いが、同裁判所の検察官によれば、アクラでの和平交渉にテイラー大統領が出席しているときに、当事者に対して彼らが戦争犯罪に問われている人物と交渉しているのだということを示しておくには絶好の機会であったとしている。"Chronique des faits internationaux", R.G.D.I.P., tome 107 (2003), p.739. シエラレオネ特別裁判所は、一九九六年十一月三〇日以降にシエラレオネ領内で行われた国際人道法の重大な違反の

行為者を処罰するために、二〇〇〇年八月一四日に採択された安保理決議一三二五に基づき、国連とシエラレオネとの間の条約で二〇〇二年に設置された刑事裁判所である。U.N.Doc.S/RES/1315 (2000); U.N.Doc.S/RES/1400(2002), op.para.9. この特別裁判所は、旧ユーゴ国際刑事裁判所 (ICTY) やルワンダ国際刑事裁判所 (ICTR) と異なり、憲章第七章に基づく措置の一環として設置されたものではなく国連加盟国一般に対して強制的な権限を有するものではない。シエラレオネ特別裁判所についてはさしあたり、see, L.Gberie, "Briefing: The Special Court of Sierra Leone", *African Affairs*, vol.102 (2003), pp.637-648; M. Fruili, "The Special Court for Sierra Leone: Some Preliminary Comments", *EJIL*, vol.11 (2000), pp.857-869; C. Denis, "Le Tribunal spécial pour la Sierra Leone", *Revue belge de droit international*, tome XXXIV (2001), pp.236-287.

- (47) リベリア政府の招請により五月四日から九日にかけて国連・AU・ECOWASの合同ミッションがリベリアを訪れ、政治・治安・軍事・人道に関する現地の状況を調査した。また五月一二日にはICGLがブリュッセルで第三回目の会合を開催し、停戦協定締結のための包括的な政治的枠組の促進など、六月四日からの和平プロセスを支援するための措置について合意している。さらにアバカルECOWAS仲介者も五月二六日にフリータウンでLURDとの準備会合を行った。なおこうした動きとそこから情報の分析して六月二日付報告書を公表した国連事務総長によると、リベリア政府とLURDはともに直接対話を行うことに同意し、ECOWAS仲介者に協力することも約束したとし、さらにこの時点ですでに、停戦協定署名に際しては当事者による遵守を監視するために国際軍が展開されるべきことで当事者は合意しており、そのマンダートは和平プロセスで明確にされることになっていたという。U.N.Doc.S/2003/582, para.5, 9-10, 16-17.

- (48) ティラーは八月の大統領任期満了を待って退陣すると主張していたが、選挙を予定通り一〇月に実施することで実際には二〇〇四年一月まで大統領の座に居続けるつもりであったともいわれる。Africa Confidential, vol.44, no.12 (13

June 2003), p.8.

- (49) A.R.B., p.15344. ティラーは六月四日に自ら大統領の任期満了前に辞任することを宣言し、議長プレス声明で安保理はこれを歓迎した。 Press Release SC/7787-APR/644.

- (50) ただし停戦協定での国際安定化軍に係る規定では、憲章第七章への言及は見られない。

- (51) 以上のアクラ停戦協定については、*see*, U.N.Doc.S/2003/657, Annex.

- (52) 六月二〇日にティラーが前言を翻して辞任を拒否したことに對して反政府勢力が反発したためである。 A.R.B., p.15344. なおMODELに関しては、これを支持していたコートジボアールに對してフランスが働きかけ、自重するよう求めていたようである。 *Africa Confidential*, vol.44 (27 June 2003), p.4.

- (53) 国連事務総長は、リベリア沖での米海兵隊の待機を、展開予定のE.C.O.W.A.S.軍を支援するものとして歓迎した。 Press Release S/ISM/8794-APR/677. しかし、ブッシュ政権はリベリア内戦に米国が軍事介入することについては消極的であった。ソマリアの事例を想起させるようなアフリカの内戦への介入に對して国内世論が批判的であったこともあろうが、実際にも当時アフガニスタン問題とイラク問題に軍事力を割いていた米国にとって、もう一つの戦線を開くことは物理的にも困難であったと伝えられる。そうした理由もあり、ティラーは米軍が現地に展開した後で辞任すると主張していたのに対して、米国はまずティラーが国外に去った後でE.C.O.W.A.S.軍が先行し、その後国連PKOが展開することを望んだのである。 *Africa Confidential*, vol.44, no.14 (11 July 2003), p.1; A.R.B., pp.15363-15364.
- (54) LURDによるモンロビアへの攻撃は一般市民を巻き添えにする無差別爆撃であったため、米国やAUをはじめとする国際社会の強い非難の対象となった。 *See*, U.S.Department of State Daily Press Briefing (July 22, 2003), available at <http://www.state.gov/r/pa/prs/dpb/2003/72650.htm>; U.N.Doc.S/2003/760, Annex; Press Release S/ISM/8794-APR/677; *Africa Confidential*, vol.44, no.16 (8 August 2003), p.3.

- (55) この離任式には、南アフリカ、モザンビーク、トーゴ、ガーナの各国国家元首が参加したという。A.R.B., p.15419.
- (56) なお、リベリア政府はテイラー亡命の直前である二〇〇三年八月五日に、テイラーに対して発せられた二〇〇三年三月七日付国際逮捕状の無効を求め、シエラレオネを相手取って国際司法裁判所（ICJ）に提訴するとともに、あわせて仮保全措置の指示も請求した。ICJ Press Release 2003/26. しかしリベリアが裁判管轄権の基礎をICJ規則第三八条五項のいわゆるフォールム・プロロガトゥムに求めていることから、二〇〇三年十二月末現在、この問題はICJに現在継続中の事件としては掲げられていない。
- (57) 以上のアクラ包括和平協定については、see, U.N.Doc.S/2003/850, Annex.
- (58) 人権侵害問題について、戦争犯罪として容疑者を訴追するのではなく、真実和解委員会の中でとりあげて犠牲者と実行者の間の対話で「癒し」と和解を促進するという手法は、*「西国シエラレオネにおける紛争を終了させる際に締結されたロメ協定でも用いられていた」*。U.N.Doc.S/1999/777, Annex. See also, M. Parlevliet, "Truth Commissions in Africa: the Non-Case of Namibia and the Emerging Case of Sierra Leone", *International Law FORUM du droit international*, vol.2 (2000), pp.98-111. なお真実和解委員会とシエラレオネ特別刑事裁判所との関係については、see, W. A. Schabas, "The Relationship between Truth Commissions and International Courts: The Case of Sierra Leone", *Human Rights Quarterly*, vol.25 (2003), pp.1035-1066. 国際的な刑事裁判所と関係した真実和解委員会が非非公式的行動や理由づけを、see, C. Stahn, "United Nations Peace-building, Amnesties and Alternative Forms of Justice: A Change in Practice?", *International Review of the Red Cross*, vol.84, no.845 (2002), pp.191-205. さらに戦争犯罪の捕獲と処分の付与が相反するものとなりうることを検討した「継続と正義」を、see, Y. Nagvi, "Amnesty for War Crimes: Defining the Limits of International Recognition", *International Review of the Red Cross*, vol.85, no.851 (2003), pp.583-625.
- (59) 和平協定第二二条によると、暫定政府は二〇〇三年一〇月一四日までには発足し、その任期は「暫定政府の設立から

れる新政府が発足する日、すなわち二〇〇六年一月第三月曜日までとされている。そしてその間、この暫定政府が和平協定の実施について責任を負うこととなった。なお暫定政府の任務には、通常の政府機能のほか、停戦協定規定の実施、和平協定上の政治・リハビリテーションプログラム実施の監督・調整、平和と安定の回復確保のため和解の促進、二〇〇五年一〇月に予定される選挙の準備も含まれている（和平協定第二二条参照）。

- (60) さらにECOWAS介入軍のマネートには、(a)兵力引き離しの促進と監視、(b)停戦協定当事者の軍事活動に関する情報の収集、(c)DDRの初期段階の条件確立、(d)当事者による敵対行為の終了尊重の確保、(e)政治的軍事的指導者の安全確保、(f)本協定の実施に関わるすべての要員の安全確保、(g)武器・弾薬・装備の収集・貯蔵監視、が含まれている（和平協定第二二条二項）。なおこれまでの事例からみて、これらは憲章第七章に基づく武力行使の許可を求めなければならぬ任務内容ではあるが、協定上にはECOWAS介入軍に関する第七章の援用あるいは安保理への許可要請は言及されていない。

- (61) 本文中で述べられたほか、ISFのマネートとしては、兵力引き離しの監視、兵器の収集・保管、難民・避難民への人道的支援の調整と供与、当事者の軍事組織の動向に関する情報の検証、ECOWASやICGLとともに、新しいリベリア国軍の創設について暫定政府へのアドバイスと支援、選挙についての安全面での支援、和平協定履行の際のECOWASとの調整、などがあげられている（和平協定第五条三項参照）。

- (62) 特に後者にいう文民の保護については、必要が生じたときはいつでも「その能力の範囲内と考えられる場合には」「物理的暴力の急迫した脅威の下にある」文民を保護するために必要な手段をとるとされているが（第五条三項）、この文言が、MONUCに憲章第七章に基づく行動を認めた安保理決議二二九一で使用されているものとはほぼ同じであることは興味深い。U.N.Doc/S/RES/1291(2000), op.para.8. See also, U.N.Doc/S/RES/1417(2002), op.para.7; U.N.Doc/S/RES/1493(2003), op.para.25.

- (63) 国連事務総長は、七月八日に、クライン大使(米国人)を事務総長リベリア特別代表に任命していた。Press Release S/CA/848-AMR/662-BIC/3507. その任命の目的は現地国連活動の調整であり、多国籍軍の早期派遣と現地治安情勢のその後の改善を期待して、人道的支援に関する国連機関のリベリアへの帰還を促進も含まれていた。U.N.Doc.S/2003/695.
- (64) なお多国籍軍やPKO以外の事項については、国連はすでにアクラ停戦協定締結前にJ&Tへの参加をECOWA Sより打診され、停戦協定締結直後、この要請に基づき二名の国連軍事要員を任命していた。U.N.Doc.S/2003/659, Annex I & II.
- (65) U.N.Doc.S/2003/678, Annex. 国連事務総長はさらに七月八日付安保理議長宛書簡で再度、「リベリアの重大な人道上の悲劇を阻止することを第一義的な目的とした」多国籍軍の派遣が許可されるよう早急に行動を取るよう安保理に要請している。U.N.Doc.S/2003/695. See also, U.N.Doc.S/2003/696.
- (66) A.R.R. p.13344.
- (67) 安保理メンバーが参加した西アフリカ諸国へのミッションは、当初五月一日から二三日までシエラレオネ、リベリア、コートジボアール、ギニアビサウを訪問し、現地情勢の把握や関係者への様々な要請を目的としたものであったが、現実には現地情勢の悪化により訪問時期が約一ヶ月ずれ込んで六月二六日から七月五日までとなり、しかもリベリアには戦闘が行われている状況から訪問できず、その代わりに和平プロセスが行われているガーナのアクラを訪れた。U.N.Doc.S/2003/525, Annex: U.N.Doc.S/2003/688, paras.1-2, 41-47. このミッションの報告書による勧告内容は、七月二五日に採択された安保理議長声明で支持されている。U.N.Doc.S/PRST/2003/12.
- (68) なおEも「介入/国際安定化軍」の早期展開の重要性を強調し支持する声明を七月二一日と二八日に発している。U.N.Doc.S/2003/792, Annex: U.N.Doc.S/2003/764, Annex.

(69) 以下の国連については、*see*, U.N.Doc.S/2003/769.

(70) Daily Press Briefing by the Office of the Spokesman for the Secretary-General (16 July 2003), available at <http://www.un.org/News/Press/docs/2003/03071603.doc.htm>

(71) このため国連事務総長は安保理に対し、ECOWAS先遣隊の展開・維持への支援提供のためリソースを利用できるように必要なマンドートをUNAMISILに付与することを検討するよう要請している。

(72) この点は、ECOMOG部隊の一部がUNAMISILにそのまま移行したシエラレオネの事例を想起させる。拙稿「シエラレオネ内戦における「平和維持活動」の展開(2・完)」一二二―一二三頁参照。

(73) 他の軍事部門の任務としては、武装勢力の武装・動員解除に関する暫定政府への支援、主要な港湾や空港を含む重要な施設への安全の提供、人道的支援の供与を容易にすること、展開地域において暴力に直面している文民の保護、があげられている。

(74) U.N.Doc.S/RES/1497 (2003) ; U.N.Doc.S/PV.4803 (1 August 2003), p.5.

(75) ICCに対する米国の主要な反対理由の一つは、自らの同意なしに自国民がICCで裁判にかけられる可能性がある点であった。*See*, D. J. Scheffer, "The United States and the International Criminal Court", *AJIL*, vol.93 (1999), pp.18-20. 特に多国籍軍や国連PKOに参加する自国部隊の軍事要員が人道に対する罪などで訴追される可能性は排除できなかったため、米国は当初、個別のPKO関連決議にICC管轄権の免除規定を挿入しようとしたが果たせず、国連ボスニア・ヘルツェゴビナミッション(UNMIBH)の任期延長問題とリンクさせるかたちで最終的には二〇〇二年七月二二日に、すべてのPKO要員に免除を与えるような安保理決議一四二二を採択させることに成功していた。この決議自体は全会一致で採択されたものの、そこに至る過程においては、ICCの役割を軽視するものとして米国の姿勢に対し国連加盟国から多くの批判が寄せられたのである。U.N.Doc.S/RES/1422(2002). *See also*,

U.N.Doc.S/PV.4568 (10 July 2002); U.N.Doc.S/PV.4568 (Resumption 1) (10 July 2002)。<sup>4</sup> 今回の決議による国連平和維持PKO要員の免除付与問題は、こうしたICCに対する米国の政策とそれに反発する国家との対立をあらたに浮き彫りにしたものであった。<sup>5</sup> この問題は「見解相違」を招き、Z. Dean-Rasmany, "The ICC, Peacekeepers and Resolution 1422: Will the Court Refer to the Council?", *N.I.L.R.*, vol. XLIX (2002), pp.353-388; C. Stahn, "The Ambiguities of Security Council Resolution 1422 (2002)", *E.J.I.L.*, vol.14 (2003), pp.85-104; S. Zappala, "The Reaction of the US to the Entry into Force of the ICC Statute: Comments on UN SC Resolution 1422(2002) and Article 98 Agreements", *Journal of International Criminal Justice*, vol.1 (2003), pp.114-134; *idem*, "Are Some Peacekeepers Better Than Others? UN Security Council Resolution 1497 (2003) and the ICC," *Journal of International Criminal Justice*, vol.1 (2003) pp.671-678.

(76) U.N.Doc.S/PV.4803, pp.2-4 (Mexico); p.4 (Germany); pp.6-7 (France)。特にナリは、これまで国連要員や地位協定で派遣国軍隊が現地の裁判管轄権から免除されてきたことを重視し、例外を作るべきではないとして米国を支持している。<sup>6</sup> *Ibid.*, p.7.

(77) ECOWAS が行為主体になるにもかかわらず、地域的機関について定めた憲章第八章ではなく、憲章第七章に基づき安保理の許可が当該軍事活動に与えられる理由について、*see*, D.Saroshi, *The United Nations and the Development of Collective Security. The Delegation by the UN Security Council of its Chapter VII Powers*, (Clarendon Press, 1999), pp.248-249. なお安保理は決議前文第八項で、「リベリアにおける事態が、国際的平和と安全、西アフリカサブリージョンの安定、そしてリベリアの和平プロセスに対する脅威を構成することを認定」しており、憲章第三九条のいわゆる「平和に対する脅威」が明示的に認定されている。「平和に対する脅威」の機能については、拙稿「国連憲章第三九条の機能と安全保障理事会の役割―「平和に対する脅威」概念の拡大とその影響」山手治之、香西茂編集代

表「21世紀国際社会における人権と平和：国際法の新しい発展をめざして 下巻 現代国際法における人権と平和の保障」(東信堂、二〇〇三年)二四一—二六八頁参照。

- (78) この点で注目されるのは、一九九九年二月一〇日にECOWAS加盟国がトーゴのロメで「紛争防止、管理、解決、平和維持および安全保障のためのメカニズムに関する議定書」を採択し、その中でECOWAS仲介・安全保障理事会が安保理の許可なく軍事力の行使を決定することができるとの旨の規定を置いたことである。See, Protocol Relating to the Mechanism for Conflict Prevention, Management, Resolution, Peacekeeping and Security, art.10(2)(c), *reproduced in Journal of Conflict & Security Law*, vol.5 (2000), pp.231-259. See also, C. Ku, "When can Nations Go to War? Politics and Change in the UN Security System", *Michigan J.L.*, vol.24 (2003), p.1097. すなわちECOWASが主導で行われたこの和平プロセスにおいて、関係当事者がこの議定書を念頭においていたとすれば、ECOWASが許可する軍事行動については安保理による憲章第七章の行動を援用する必要がないとしたことは十分に考えられる。しかしそれは安保理による武力行使の統制を根幹とする国連システムとの抵触を必然的に引き起こすことになる。なおこの議定書の成立背景と内容の考察については、*see*, A. Abass, "The New Collective Security Mechanism of ECOWAS: Innovations and Problems", *Journal of Conflict & Security Law*, vol.5 (2000), pp.211-229. ただし第一リベリア内戦やシエラレオネの事例と異なり、今回の事例では、この決議でECOWAS軍が実際の展開前に安保理の許可を得たことはやはり注目されるべきであろう。これまでのECOMOGの展開は事後的に安保理の許可を求めたものと考えられていたのであり、そうした形式についてもその合法性に対する疑念が主張されていたからである。See, Ede Weir, "The Relationship between the Security Council and Regional Organizations during Enforcement Action under Chapter VII of the United Nations Charter", *Nordic J.L.*, vol.71 (2002), pp.21-27.

- (79) N. D. White, *The United Nations System, Toward International Justice*, (Lynner Rienner Pub., 2002), p.146.

- (80) 米国によれば、この多国籍軍は、国連平和維持軍を現地にできるだけ早期に展開させるという目標への「重要な短期間の橋渡し役」であるという。 UN.Doc.S/FPV.4803, p.5.
- (81) 安保理は二〇〇三年五月三〇日に採択した決議一四八四でIEMFの設置と現地展開を許可し、それと同時に、MONUCを強化して九月三〇日までにIEMFを引き継ぐこととしていた。 UN.Doc.S/RES/484 (2003), op.para.1-2. この問題については、拙稿「コンゴにおける国連平和維持活動(2・完)」参照。
- (82) さらに事務総長の提案にもあったように、安保理は、UNAMSILナイジェリア部隊の多国籍軍への転用を念頭において、UNAMSILに同部隊への兵站面での支援を拡大することを許可している(本文第三項)。
- (83) UN.Doc.S/2003/875, paras.11-12.
- (84) たとえばEUは、後に包括和平合意が成立した際に、ECOMILを国連安定化軍の「先遣隊」と呼んでいる。 UN.Doc.S/2003/859, Annex. さらに二〇〇三年八月二十五日に安保理でリベリア問題が討議された際、その当時ECOWAS議長であったガーナもまた「ECOWAS先遣隊」が一〇月一日に国連PKOの要員として参加することを期待している(通称「ECOWASの軍を国際安定化軍が展開するまでの先遣隊と位置づけ」)。 UN.Doc.S/FPV.4815 (27 August 2003), p.4.
- (85) UN.Doc.S/2000/875: Press Release SG/SM/875-4/FR/657. ECOMILは八月二十七日には約一七〇〇名が現地に展開し、九月四日までに三五〇〇名に増員される予定であったという。 UN.Doc.S/FPV.4815, p.5 (Ghana).
- (86) ECOMILの現地活動にとって重要な要素の一つとして関係者の間で認識されていたのは米国のプレゼンスであった。国連事務総長がその必要性を強調して米国に派遣の要請を行ったのはその証左である。 *Africa Confidential*, vol.44, no.14 (11 July 2003), p.1. このため米国はECOWAS先遣隊の展開を海上から支援するためリベリア沖に海兵隊約2000名を派遣してECOMIL現地展開に支援を提供したが(UN.Doc.S/2003/875, para.12.)、その役割に

ひらびたをくまびと消極的であった。Statement on Liberia (July 25, 2003), available at <http://www.whitehouse.gov/news/releases/2003/07/20030725-3.html>; Presidential Letter to the Speaker of the House Representatives (August 13, 2003), available at <http://www.whitehouse.gov/news/releases/2003/08/20030813-1.html>。米国は派兵を国連部隊の展開前まびと位置づけ、後にECOMILからUNMILへと活動が移行したのを機会に実際にも海兵隊をリベリア沖から撤収させたのである。UNDoc.S/2003/1175, para.2.

- (87) UN.Doc.S/RES/1497 (2003), op. para.2.この間、安保理は八月二七日に議長声明を採択して、アクラ和平協定の締結を歓迎するとともに、ECOMILに続く国連安定化軍を設置する準備を再確認している。UN.Doc.S/PRST/2003/14.

- (88) 以上について、UN.Doc.S/2003/875, paras.1-16, 51, 53-54, 116-117. なおこの報告書では、「二〇〇五年一〇月までに「自由で公正な」選挙を実施して民主的に選ばれた政権が二〇〇六年一月に樹立することを和平プロセスの画期とし、これによりUNMILがリベリアから撤退する道筋をつけることで、「出口戦略 (exit strategy)」を明確にしようとしている。Ibid., para.52. 国連PKOの「出口戦略」については、拙稿「国連平和維持活動 (PKO) における部隊提供国の役割—国連エチオピア・エリトリアミッション (UNMEB) へのオランダ参加問題を手がかりに—」(「外務省調査月報」二〇〇二年度No.6、六三—七二頁参照)。

- (89) UN.Doc.S/2003/875, para.114. 国連PKOの現地展開に伴うUNOLの任務終了は、すでに七月二九日の事務総長書簡で明らかにされていた。UN.Doc.S/2003/769. この報告書の提出後、九月一七日付安保理議長宛書簡で、国連事務総長はUNOLのマンアードを終了を正式に通告した。UN.Doc.S/2003/899.

- (90) 先に述べた安保理ミッションの報告書でも、新たにリベリアで行われる国連活動とは peacekeeping と peace-building と間の緊密な調整を促進すべきであると、こうした広範な任務が行われることが前提とされていた。UN.Doc.S/2003/688, para.47 (i). この観点からすると、UNMILの組織自体が peacekeeping と peace-building を包含する枠組

みを提供するものとみることもできよう。

(91) U.N.Doc.S/2003/875, paras.56-61.

(92) U.N.Doc.S/RES/1509 (2003). なおこの決議には、E.C.O.M.I.Lの派遣許可決議で焦点となったようなI.C.C.規程とP.K.O.要員との関係を定める規定は盛り込まれていない。これは、米国がU.N.M.I.L.展開と同時に現地から米軍を撤退させると宣言していたことから、そうした規定は不要と考えられたためであろう。

(93) 憲章第七章の援用に先んじて、決議前文第二一項でいわゆる平和に対する脅威の認定が行われているが、E.C.O.M.I.L.設置決議のそれとは、「国際の平和と安全」ではなく、「この地域における国際の平和と安全」に対する脅威としている点を除けば、同じである。

(94) 安保理はさらに、当事者がリベリア全土で敵対行為を中止し、包括和平協定と停戦協定の下での義務を履行することを(本文第四項)、またすべての当事者が児童兵士の使用を中止し、リベリア住民に対するあらゆる人権侵害と殺戮行為を中止することを(同第一〇項)それぞれ要求(verbatim)している。

(95) 本文第一項には「U.N.M.I.L.、すなわち決議一四九七で要請された安定化軍」という文言があることから、安保理が、U.N.M.I.L.を決議一四九七で要請された安定化軍と同一にとらえていたことは明らかであろう。

(96) ただし関係当事者による現地展開に対する同意は最近の多国籍軍の事例(アルバニア、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国など)にもみられるものであり、P.K.O.と多国籍軍の性質の違いを根拠付ける決定的なメルクマールとなるわけではない。これらの事例については、拙稿「アルバニア多国籍保護軍について」『国際協力論集』(神戸大学)第八巻一号(二〇〇〇年)八五—一〇六頁、同「中央アフリカ共和国問題と国際連合—M.I.S.S.A.B.からM.I.N.U.R.C.A.へ—」『国際協力論集』(神戸大学)第七巻二号(一九九九年)八三—一一五頁、同「コンゴにおける国連平和維持活動(2・完)」七九—八二頁、参照。

- (95) U.N.Doc.S/2003/769.
- (96) United Nations and Liberia, available at <http://www.un.org/peace/africa/pdf/Liberia.pdf>. See also, B. G. Ramcharan, *The Security Council and the Protection of Human Rights*, (Martinus Nijhoff Publishers, 2002), pp.124-125.
- (97) 国連事務総長は二〇〇二年一〇月四日付安保理議長宛書簡において、二〇〇二年一二月末のUNOL任期満了を前にあらかに一年間の任期延長を勧告するとともに、安保理によるリベリア問題への対処如何でUNOLの任務改訂を予定しているとしていた。U.N.Doc.S/2002/129。安保理によるUNOLの任務改訂は、安保理自身がリベリア問題に対して包括的な戦略を採用したことはある帰結といえよう。U.N.Doc.S/2002/305。さらに安保理は、二〇〇二年一二月一三日に採択した議長声明により、UNOLの任務拡大に協力するようリベリア政府に要求している。U.N.Doc.S/PRST/2002/36.
- (100) この合意により改定されたマンドートには、緊張緩和のための周旋の提供、和平合意の実施におけるリベリア政府への支援、リベリアにおける政治・治安状況の監視と報告、人権尊重の強化、民主的制度和法の支配強化のためリベリア当局と市民への支援提供、二〇〇三年に行われる予定の自由で公正な選挙の準備への貢献、リベリア平和構築戦略の開発など全一一項目が含まれている。U.N.Doc.S/2003/468, Annex.
- (101) 稲田十一、吉田鈴香、伊勢崎賢治『紛争から平和構築へ』一六―三三頁参照。
- (102) U.N.Doc.S/1993/999; U.N.Doc.A/50/757-S/1993/951; U.N.Doc.S/1999/815, Annex.
- (103) U.N.Doc.S/RES/1270 (1999), op.para.14; U.N.Doc.S/RES/1291 (2000), op.para.8. 特記後者の「市民の保護」については、一九九九年頃から安保理でも独自のテーマとしてとり上げられており、関心が高かったといえる。U.N.Doc.S/PRST/1999/6; U.N.Doc.S/1999/957; U.N.Doc.S/RES/1265 (1999); U.N.Doc.S/RES/1296 (2000).
- (104) リベリアでの国連の活動を統轄するクライン国連事務総長リベリア特別代表も、現地できわめて困難な任務を履行

することになる国連軍は、公正かつ経験豊かな指揮に恵まれ、よく訓練されて装備もしっかりしたものでなければならぬことを強調している。U.N.Doc.S/PV.4826 (16 Sept.2003), p.4.

- (105) たとえば八月六日から七日にかけて武器禁輸の執行業務に従事していたECOMILは、リビア発航空機がモノロピア郊外のロバートフィールド国際空港に着陸した際、当時のリベリア政府軍が当該航空機からコンテナへと積み替えた多数の武器・弾薬（主としてセルビア製）を、政府の要請を拒否して押収し、これらを保管して一〇月にUNMILへ引き渡したという。U.N.Doc.S/2003/937, Annex, paras.95-97. 中にはECOMILとUNMILの任務の類似性とその実施のための一貫した手段の必要性が示されている。

- (106) もちろん同意原則と憲章第七章の関係についても、停戦合意や和平合意での同意により処理できる問題ばかりではない。この問題については、拙稿「国連平和維持活動における同意原則の機能——ポスト冷戦期の事例を中心に——」安藤仁介・中村道・位田隆一編「21世紀の国際機構——課題と展望」（東信堂、二〇〇四年）二五二—二六〇頁参照。また自衛原則と憲章第七章との関係については別稿で検討する予定である。

- (107) 香西茂「国連による紛争解決機能の変容——「平和強制」と「平和維持」の間——山手治之・香西茂編集代表「21世紀国際社会における人権と平和・国際法の新しい発展を目指して 下巻 現代国際法における人権と平和の保障」（東信堂、二〇〇三年）二二三頁。

- (108) 国連事務総長は、ECOMILからUNMILへの権限委譲に際して、UNMILが「平和維持の責務 (peacekeeping duties)」を引き継いだとしており、UNMILがpeacekeepingの活動の一環であることと理解されている。Press Release SC/SM/6811-AT/714. また事務総長は安保理に提出したUNMILに関する第一報告書でも、UNMILがECOMILより「平和維持の責任 (peacekeeping responsibilities)」を引き継いだとしている。U.N.Doc.S/2003/175, para.2. もともと、問題はその「平和維持」の内実であり、最近提唱されている「強化された (robust)」PKOも

peacekeeping の一種だとすれば、伝統的 PKO の枠組みでの理解にあえて固執する必要はない。そこではむしろ「強化された」PKO と多国籍軍型軍事活動のような憲章第七章の活動との異同に注目することが重要となろう。

- (109) 決議一五〇九の規定通りに、UNMIL は二〇〇三年一月一日に ECOMIL より任務を引き継いだ。A.R.B. p.15497. その際、ヘナン、ガンビア、ガーナ、ギニアビサウ、マリ、ナイジェリア、セネガル、トーゴの部隊で構成されていた約三六〇〇名の ECOMIL 部隊はすべて UNMIL の部隊に編入された。UN Doc.S/2003/1175, para.2. また UNAMSIIL のバンガラデシュ部隊も十一月の現地撤収を一〇月に繰り上げて、そのまま UNMIL の一部隊として再展開した。UN Doc.S/2003/1201, para.2.

- (110) Statement by Jacques Paul Klein, Special Representative of the Secretary-General for Liberia, on Events in Nimba County (6 November 2003). See also, UNMIL Press Release UNMIL/PIO/PR/12 (9 November 2003). またマタンヘン特別代表は UNMIL 現地展開当日の記者会見で強制的な武装解除の必要性について問われた際に、「安保理のマンドートを履行するために必要なことはかならずしも行へ (We will do whatever is necessary to implement the mandate of the Security Council)」と答えている。UNMIL Press Conference (1 October 2003), p.5.

- (111) 紛争をできるだけ平和的な手段により解決して武力不行使原則の実効性を確保するとともに、そのためには武力を国際社会の利益のために使用し、個別国家ではなく国際社会のコントロールの下に置くことが基本的には重要であり、それゆえ、安保理が武力行使の開始・期間・目的について厳格なコントロールを保持することが必要であるとの指摘について、see, J. Lobel & M. Ratner, "Bypassing the Security Council: Ambiguous Authorizations to Use Force, Cease-Fires and the Iraq Inspection Regime", *AJIL*, vol.93 (1999), p.125. Voir aussi, L.-A. Siciliano, "L'autorisation par le Conseil de sécurité de recourir à la force: Une tentative d'évaluation", *R.G.D.I.P.*, tome 106 (2002), pp.5-50.

- (112) アルバニア多国籍保護軍やバンギ協定履行監視アフリカ監視団 (MISAB) はその例である。これらのいずれに

においても、要員の安全と移動の自由を確保することが憲章第七章に基づいて許可されている。UN Doc.S/RES/1101

(1997), op para.4; UN Doc.S/RES/1125 (1997), op para.3

- (113) 暫定統治の任務を与えられていたUNTAETには「その任務に必要なあらゆる措置をとる」ことが許可されていた。UN Doc.S/RES/1272 (1999), op para.4. またUNAMSILについても「必要な行動をとることができる」と決定されたが、それは要員の安全と移動の自由の確保と、文民への保護の提供という限定された目的に対応したものであった。UN Doc.S/RES/1270, op para.14. MONUCについては「国連国連要員の保護と文民の保護はいつ必要行動をとることができる」とされており、さらにその後の決議では「任務の遂行に必要な措置をとることが許可されており、特にインツリ地域においては「必要なあらゆる手段を使用すること」が許可されている。UN Doc.S/RES/1291 (2000), op para.8; UN Doc.S/RES/1493 (2003), op paras.24-25.

- (114) 非軍事措置が適用されている地域への国連PKOや多国軍の展開に際して、当該措置のこれらPKOと多国軍への適用を除外しようとする場合、その旨の規定を決議中に明記して憲章第七章を援用することが通例である。たとえば最近ではシエラレオネにおけるUNAMSILや、コンゴ民主共和国におけるMONUC、暫定警察多国軍(IEML)の事例がある。See, UN Doc.S/RES/1299 (2000), op para.3 (UNAMSIL); UN Doc.S/RES/1493 (2003), op para.21 (MONUC; IEMF).

- (115) UNMIL Press Release UNMIL/PIO/PR/25 (23 December 2003).

- (116) A.R.B., p.15482; Press Release SG/SM/8937-APR/79; UNMIL Press Release UNMIL/PIO/PR/6 (15 October 2003).

- (117) UNMIL Press Release UNMIL/PIO/PR/20 (1 December 2003); UNMIL Press Release UNMIL/PIO/PR/22 (7 December 2003). DDRプログラム実施初日において「武器・弾薬の提供や」を換えて受け取る利益の確保について議論があったことから、一時的に旧戦国員により騷擾状態が生じたという。Press Release SG/SM/9073-APR/91. 44頁以下

より以前の10月16日には旧リベリア政府が保有していた武器・弾薬などが自発的にUNMIL側に引き渡されている。UNMIL Press Release UNMIL/PIO/PR/7 (17 October 2003).

- (118) たとえば米国政府は、アフリカ諸国による和平合意の内容を尊重する観点からナイジェリア政府の保護の下にあるテイラー前大統領の身柄を確保しようとするいかなる試みにも反対の意を表明しているが、米国下院は、シエラレオネ特別裁判所による訴追に応じて、必要であれば武力を用いてもテイラーの身柄は引き渡されるべきだとしており、この件を巡って米国とナイジェリアの間の緊張が高まっているとも伝えられている。A.R.B., p.15538; *Africa Confidential*, vol.44, no.22 (7 November 2003), p.5. なお国際刑事警察機構(INTERPOL)は、2003年11月3日に発効したシエラレオネ特別裁判所との合意により、同年11月4日付で、テイラーの同裁判所への移送を求める「赤手配(Red Notice)」を发出・回付した。Special Court for Sierra Leone Press Release (4 December 2003).

- (119) 安保理は、2003年11月5日の議長プレス声明で、テイラー前大統領の亡命や和平協定の締結などの状況の変化から、これまでの非軍事的措置の見直しを明らかにしていたが(Press Release SC/7943-APR/752.)、2003年11月22日に決議一五二二を採択して、決議一四三三および決議一四七八による制裁措置を解除するとともに、あらためて武器禁輸や軍事的支援禁止措置、特定人物の領域内通行拒否措置、ダイヤモンド・木材の禁輸措置をすべての国家に課して、停戦の完全な遵守とDDRRの完了、包括和平協定の完全履行などに伴い、これらの措置を解除する準備を行うため定期的に再検討することを決定した。UN Doc. S/PRES/1521 (2003), op. paras. 1-2, 4-6, 10, 18-21.

- (120) DDRプログラム実施の初期段階で問題となったのは、LURD MODELそれに旧リベリア政府がそれぞれ暫定政府における関係ポストなどを自派に多く割り当てるように主張して、これをDDRRの実施条件に結びつけたことであった。UNMIL Press Release UNMIL/PIO/PR/18 (27 November 2003).

- (121) 東チモールの場合、オーストラリア主導の東チモール国際軍(INTERFET)が一九九九年九月一五日の安保

理決議二二六四で設置され、その後同年一〇月二五日の安保理決議二二七二でUNTAETが設置されたが、UNTAETの現地展開開始後もUNTAET軍事部門の体制が整うまでINTERFETも引き続き現地に駐留し、最終的には二〇〇〇年二月にINTERFETから平和維持軍への移行が完了した。この間、INTERFETはUNTAETと密接な協力関係を保ちながらも異なる指揮の下に置かれていたのであり、両者は並存して現地に展開していたことになる。M. G. Smith with M. Doe, *Peacekeeping in East Timor: The Path to Independence*, (Lynne Rienner Publishers, 2003), pp.59-60, 67. またシエラレオネの事例においては、先行して展開していたECOMOGがその後安保理決議二二七〇で設置が決定されたUNAMSIILに置き換わることになったが、それは当初からの既定方針ではなく、ECOMOGナイジェリア部隊の撤退に伴う状況の変化によるものであった。拙稿「シエラレオネ内戦における『平和維持活動』の展開(2・完)」一〇四—一三頁参照。

(12) たとえば一九九六年から九七年にかけて生じた中央アフリカ共和国問題の処理において、周辺諸国が参加したMISABに対しては事後的に憲章第七章に基づく行動が認められているが(UN Doc. S/RES/1125(1997), op. para.3.)、その後を引き継いだ国連中央アフリカ共和国監視団(MINURCA)では第七章が援用されていない(UN Doc. S/RES/1159(1998))。この問題については、拙稿「中央アフリカ共和国問題と国際連合」一〇九—一一頁参照。

(二〇〇四年一月六日脱稿)

\*本稿は、平成二二—二五年度文部省科学研究費補助金基盤研究(B)(1)「『人道的介入』理論の規範的転回とその現代的意義」(研究代表者 芹田健太郎)、および平成一五・一六年度文部省科学研究費補助金基盤研究(C)「21世紀における国連平和維持活動の展望とその課題—活動原則の規範的展開と国連憲章システムへの再定位—」(研究代表者 酒井啓三)による成果の一部である。

【付記】脱稿後、安保理に提出された二つの国連事務総長報告書に接し得た (U.N.Doc.S/2004/229; U.N.Doc.S/2004/272)。

特に前者によると、二〇〇四年三月九日現在、UNMILは総計一二七三二名が現地に展開しており、この間、モンロビアを含むリベリアのほぼ全土で停戦が一般的に遵守されていると云う (U.N.Doc.S/2004/229, paras. 2, 6)。また、安保理は二〇〇四年三月一二日に決議一五三二を採択し、テイラーとその親族が不正に蓄財した資産をすべでの国家が凍結するよう憲章第七章に基づいて決定している (U.N.Doc.S/RES/1532 (2004), op. para.1)。